

平成25年第6回(12月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成25年12月10日(火曜日)

---

本日の会議に付した事件

平成25年12月10日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 米山 知子 君 ・国の農業政策の変化に伴う川南町の農業の将来について
- 2 林 光政 君 ・学校教育について
- 3 川上 昇 君 ・農畜産業への取組みについて
- 4 濱本 義則 君 ・川南町地域づくりについて
- 5 内藤 逸子 君 ・介護保険について  
・鶏糞発電事業関連の悪臭根絶を  
・肺炎予防について  
・本町の末端組織の再編問題について
- 6 児玉 助壽 君 ・南海トラフ巨大地震減災対策について

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	新倉 好雄 君
建設課長補佐	黒木 誠一 君	上下水道課長	大山 幸男 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	米田 政彦 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	中村 守 君

---

午前9時00分開会

○議長(竹本 修君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、米山知子君に発言を許します。

○議員(米山 知子君) 通告書に基づき質問をいたします。

国の農業政策の中で、1970年に始まった減反を半世紀ぶりに取りやめることが報道されています。

主食用米にかわり飼料用米への交付金は増額され、転換が進められようとしていますが、報道どおりに受けとめていいのか、主食用米を生産してきた農家は今後どうしたらよいか、将来の方向性をどのように考えたらよいか、などの不安の声を耳にします。

我が町というより、どの地域の農業も、国の政策に基づき維持されてきておりますが、このような大きな変化により、我が町の農業はどのように変わっていくのか、農家は果たしてその変化に適応していけるのか、危惧するところです。町長として、今回の政策変更について、主食用米農家への影響や今後の方向性をどう考えるのか、お尋ねいたします。

今回は、米政策の見直しに関するものが報道されていましたが、以前から国の農業政策として言われている農地の集約や6次産業化は、川南町の中でどのように進んでいるのでしょうか。担い手への農地の集積は進んでいるのか、また、6次産業化の現状と、今後、進めていくための課題は何か、これは川南の農業が将来にわたり持続していくための課題であると思いますが、この点についてもお尋ねいたします。

また、農家の所得をふやすという点に関しては、やはり農産物の販売がポイントであろうかと思いますが、今は、農産物の販売が、農協や市場に限られた時代ではなくなってきています。

特に6次産業化を進めるに当たっての課題として、販売が最大の鍵になるのではないかと思います。農家が生産をしながら、加工して販売まで行うということは、現実的に非常に厳しいものがあります。川南町として、農産物の販売にどう取り組んでいくのか、町長のお考えをお尋ねいたします。

国の農業政策の変更、消費者ニーズの変化、販売方法の多様化、TPP交渉の行方など、農業を取り巻く環境の変化に、農家は何かをつくっていけばいいのか、どうしたらよいか、農業の将来に不安を感じています。

国の政策は、机上の論理で現実的ではない場合が多々見受けられます。農業を営んでいる現場に最も近いところにいる町は、国の政策を基盤にしながら、地域の実情に合った農業経

営を示していかなければ、農業を守ることはできないと思います。

10年後にも、川南町の基幹産業として農業を維持していくことができるために、川南町の農業の将来はどのように方向に進むべきか、その方向性を町長にお尋ねいたします。

さきの小泉元総理の脱原発発言の折に、このリーダーの方向性について、「リーダーはその方針を示せ、そのための方法については、知恵のある人が考えてくれる」という言葉が記憶にあります。ぜひ、町長も川南のリーダーとして、その方向性をしっかり示していただきたいと思います。

この後は、町長のお答えを伺い、質問席にてさせていただきます。

**○町長(日高 昭彦君)** ただいまの米山議員の質問にお答えいたします。

稲作を中心とした農業に関する鋭い御質問、ありがとうございました。

御承知のように、稲作について、我が国においては古くから行われており、当然、職業、産業という位置づけであるとともに、それ以前には、やはり祭りとかそういったものを含めた、特に地方においての文化という側面も持っているかと思っております。こういうことは、非常に重要な位置づけであると考えております。

ただし、今回の政府の方針に関しましては、やはり米だけに言えば、減反といろんな補助・保護から、これからは競争の時代、農業を成長産業として捉えていくと、そういう方針で発表されているようでございます。

特に、主食用の米をつくる農家、それも零細農家にとっての影響、それはかなり多大なものがあるというのは予想しております。

川南町は、これからどうするのか、農業、特に稲作について、やはりそれは、本町としての特色を生かした取り組みが必要であると考えております。

稲作については、主食用販売について自由化、幾らつくってもいいということには基本的にはなりません。我が町として、それをどう捉えるかでございますが、例えば飼料用米、WCS稲、そういった形に転換していくことによって、主食用米の価格も安定するという見方がある一方、もっともっと厳しくなるんじゃないかなという見方をされる方たちも、いらっしゃるようでございます。

いずれにいたしましても、やはり稲作が本町において、どういう位置づけであったか、これからどうしたいのかというのは、当然、関係者一体となって、新たな畜産と連携した、新たな農業、稲作の位置づけを考えていくべきだと考えております。

2番目の担い手についてでございますが、当然、農地の集積というのは、農業者にとって利便性を図るということで、有意なものであると認識しております。

農地のあっせん、または個人による賃借により農業の担い手への農地の集積が、現在、行われているところでございます。今後も、農地の利用状況の把握に努め、無駄なく農地を利用する、そういう施策を考えていきたいと思っております。

具体的には、平成24年度で105ヘクタールの賃貸契約が行われております。その中で、21

ヘクタール程度が、その農業公社を通じた農地の利用集積事業という事業を利用してございます。

現在、農地パトロールを実施しておりまして、作付してない土地、または耕作を放棄されている土地、そういう確認は随時、行っているところでございます。農地法が平成21年に改正になり、これからは、それ以降は、借りるほうに有利な展開になっていると思っております。

つまり、これから農業を営むそういう中核的な方々にとって、非常に農地としては集積しやすい状況にあると思っておりますので、利便性、効率性を追求した、農家の減少が進むと思われる中、そういう担い手への集中、集積は、非常に重要な部分だと考えております。

次に、6次産業のことでございますが、例えばT P Pを含めた国際化の中で、6次産業というのは自立していくため、これから農業が生き延びていくため、産業として位置づけるためには、非常に重要な視点だと思っております。

ただし、6次産業というのは、我々にとって目標ではなく、一つの手段だと思っております。議員の御質疑がありましたように、6次産業というのは、自分でつくって販売まで、ある意味、一貫経営という会社の経営概念というものを持ち合わせてないと、なかなか実行できません。

つまり、個人の農家では非常に厳しいと。人手が足りない、また販路の確保が苦しい、そういうのも十分承知しているところでございますが、現在、6次産業をやっておるところに関しましては、例えばゲシュマックであるとかまるみ豚であるとか、そういうとこに関しては、このまま十分に自分たちのできる範囲をやっていただきたい、町としては、全面的にそれをバックアップしていきたいと考えております。

あとは、そこまでは行き着かない、もう少し規模も小さい農家については、これは農・商・工連携、自分は農業として、そしてほかの工業、商業とどう結びつけていくか、これについては、当然、我々行政の仕事は、責任は十分あると考えております。

あと、国がいろんな施策を出してきますが、町としてどんな方向性を示すのか、これから農業をどう位置づけているのか、本当に重要な問題であると認識しております。

特に川南町における農業の位置づけ、言葉で言えば、基幹産業ということになっております。我々も、それを十分承知した上で、これからも展開しようと思っておりますが、現在、農家の人口が減っている、耕作放棄地がふえている、そういう状況を十分認識しております。

これからやっていくことに関しましては、「強い農業」という言葉も出てきますが、何ををもって「強い農業」とするのか、何ををもって将来性を考えるのかということに関しましては、当然、経営体として利益を出せる。そして、そこには後継者が育つ、そういう2つの姿を持って、「強い農業」と位置づけ、これからの町の農業の将来の姿と思っております。

その中で、行政が何ができるのか。当然、農家、個人でできないことを我々、J A、いろんな各団体と協力してやることは、幾つもあると考えております。

以上です。

○議員(米山 知子君) では、大まかなお答えいただきましたが、まず最初の減反に関してのことから申し上げます。

主食用米の場合の取り組みということで当然あると、それは当たり前なんですね。いろんな新聞とかを見ますと、とにかく米が需要が減っているので、等級を減らさざるを得ないと。

ところが、町長もおっしゃったように、水田っていうのは、単なる生産農産物ではなく、やっぱり日本にとっては、保水性であるとか環境の維持であるとか、そういう多面的な役割というのはたくさんあるので、それをいかに維持しながら需要と供給、主食用米が需要と供給をうまくバランスをとっていかるところが、私は最大の課題だろうと思います。

やはり一番新しい最近の報道では、毎年、毎年、米の消費量が減っているので、来年度も生産目標とすれば、ことしよりもさらに全国で26万トン減の765万トンというようなことで、もうこれは、どんどん減っていくしかない。

その減っていくのが、人口減によるものか、そのほかの理由だとしたらわかりませんが、農産物にとっては需要がなければ、当然、生産を控えなくてはいけないっていうのは、これは当然のことだと思うんですね。

今、町長がおっしゃったように、水田は保持していきたい。ただ、主食用米にかわるもので何があるかということ国が、飼料用の米とか、あるいはWCSとか保養米とか備蓄米とかそういうことで、水田を保持しようとしておりますが、我が町において飼料用米とか加工用米っていうものの作付が、今までの主食用米にかわって可能となり得るかどうか、その辺は現場を見てはどうなのでしょう。主食用米にかわるものになり得るのか。

国の今の答えでは、ことしはWCSに対しては交付金は8万円でしたけれども、来年度は10万5,000円という額が示されておりますね。農家にとっては非常に魅力的な額だと思います。ちゃんと10万5,000円の交付金が出るっていうことは、今までになかったことだと思うんですね。それを果たしてその主食用米を加工用米に変換できるのだろうか、現実的にどうなのでしょう。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問でございますが、本町の特徴という畜産の町であるという意味においては、飼料用米、もしくはWCSの稲、そういう可能性は非常に高いと考えております。

議員が御指摘のように、最終的に、やはり我々としては補助金をもらうことが目的じゃないとは思っております。しかし、大事な部分において、非常に厳しい部分においては、例えばヨーロッパにおける農業の位置づけ、国を守るという方針については、当然、我々も国土を守っているという自負がございますので、それは最低限の要求、行動はしていきたいと思っております。

結論というと、飼料用米について、WCSについて可能性は非常にあると考えております。

○議長(竹本 修君) 米山知子君、マイクを近づけてください。

○議員(米山 知子君) 我が町は畜産の町で、畜産も非常に盛んなところですので、本当

に理論的に考えれば、畜産に向け利用ができる、それができれば一番いいんですけども、私、懸念しますのは、本年度の本年度から過去3年にわたってのWCSの利用状況ですよ。

前回の議会の折にWCSが非常に余って、野積みされた状態であるという指摘がありましたね。そういうことを考えたときに、果たして我が町の畜産に、我が町でつくったそのWCSとか飼料用米が利用できるのかどうか、現実的に、そこが一番大事なところだと思います。

町長がおっしゃるように、畜産の町ですから利用が可能である。でも、現実的にルートとして利用できるようなルートができるのかどうか。反省とすれば、過去3年間のWCSの利用状況が悪いと、なかなかそれは、思っているようにスムーズにはいかないというような気がするんですが、いかがでしょうか。

**○町長(日高 昭彦君)** 御指摘のWCSの稲が余っている、稲わらが余っている、こういう現状は確かにございます。これは、構造的なものではなく、我々としては、それは品質的な1業者の問題であると考えております。

これに関しては国の指摘もございますので、当然、改善していくべきであります。今後に関して、そういうルート、販売できるルート、そういうことを構築するのが、行政の仕事だと思っております。

詳細については、農林水産課長に答弁させます。

**○農林水産課長(押川 義光君)** 米山議員の御質問にお答えいたします。

先ほどからのWCSの問題、町長が申しましたとおり、やはり品質的な問題、それから22年——当初の段階での雑草混入の問題、そういう問題が非常に尾を引きまして、今日に至っているという状況も否めない事実でございます。

それに伴いまして、26年度からのWCSがどういうふうになるのかということ、国のほうとも問い合わせてみましたが、結果、26年度以降も、WCS、飼料米については存続されるという結論に至っております。

そういうことを受けまして、本町としましては、実際に子牛の頭数が母牛・子牛合わせて3,000頭余りの頭数になってまいりました。それで、単純に1頭当たり20アールを掛けますと600ヘクタール。ただ、そのまんまはいきませんので、現在、使っている200ヘクタール、つくられている200ヘクタールについては、十分マッチングを行うことで、いい品質のものをつくるということで、供給可能であるというふうに考えている次第でございます。

あわせて、飼料米につきましては、加工の技術、これが必要かという判断をしておるところでございます。熊本からの加工技術を一部、試験的に導入しているんですけども、刈り取ってすぐ加圧圧扁をします。そういう方法である程度、豚に対する供給は可能であるというところの試験データも得ているところでございますので、そういうことを進めながら機械化導入をして、そして飼料用米への対応をしていきたいというふうには考えておるところでございます。

それをあわせまして、大体、今までの飼料作、夏の飼料作なり冬の飼料作合わせて500へ

クター以上は、利用が可能であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議員(米山 知子君) W C Sに関しては、我が町の畜産で利用可能であるというようなことでしたので。

一番心配なのは、W C Sを作付するときに、販売先、利用先がないと作付できないというようなことがあったと思うんですね。それで、農家はやむなく、やむなくというよりも、どこかに販売する、利用先を見つけようということでW C Sを植えたと思います。

で、販売先の一つが、今さっき言われたように品質の問題があって、なかなか植えなかったということですが、じゃあ、そこが品質がよくなれば、うちの町で全部、それが消化できるのかどうか。農家の販売先をきちんと利用先を見つけることができるのかどうかということが一つですね、W C Sに関しては。

あと飼料用米に関しては、恐らく今のところは、まだ実験的に利用されているようなことのお話でしたね、豚に関して、加工できない問題もあるのでということでしたけれども。

今後、交付金が、今現在の交付金がちゃんと1万5,000円出ていますが、それが7,500円という減額が示されておりますね。それになったときに、じゃあ、加工用米をつくる、飼料用米をつくりたいという農家が見えたときに、飼料用米であると10万5,000円ですか、それが出るわけですから、飼料用米をつくりたいと言ったときに、果たして、その農家が希望した飼料米をつくったときに、それが全部はけるだけの利用量が、うちの畜産農家にあるのかどうか。

その今、豚でまだ実験段階ということですが、もう26年度から、それは政策としては始まるわけですね。でも、今、加工技術の確立云々ということであると、26年度でつくったものが、すぐ26年度に飼料として利用できるかどうかというのは、少々、不安な面があるんですが、その点が一つ。

もう一つは、この飼料用の施設がある場合に、要するに注目したのは、ブロイラーに利用するっていうのが、非常に50%が利用可能であるという記事だったんですね。ブロイラーが、餌に対しては50%が利用可能であると。

養豚は15%です。従来は餌に対しては15%の利用ですから、位置的に言えば、50%、非常にブロイラーの餌としては、飼料用米の利用は可能、非常に魅力的だと思うんですね。

それを考えたときに、やっぱり養豚と同じように、ブロイラーの農家もたくさんありますので、そういうところも利用をしていただけるような、餌として利用していただけるような、ブロイラーとしては、どういうふうな米だったら利用できるのかどうか、その辺の町として橋渡し、農家とその利用するところの橋渡し、そういうことはできるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○農林水産課長(押川 義光君) 米山議員の質問に再度、お答えいたします。

実際、先ほど申しました豚の餌につきましては、経済連関係の飼料の部門、それとタイア



ップして研究を行っております。

あわせて肉質関連も、宮大のほうともやっておりますので、先ほどブローラーのという話がありました。このブローラー業界は、経済連系とそれから商系、いろいろございますけれども、正直言いまして、現在段階で、ブローラーに対する供給というのは、今のところやっております。

ただ、先ほど申しますとおり、経済連あたりもブローラー関係を持っておりますので、そのあたりの関連とは、早速、協議をして進められれば、そういう形をとっていただきたいと思っております。

ただ、一つは、10万5,000円ということではありますけれども、これは数量限定がございます。それから、国が指定します飼料米18品目というのがございますが、この地域に一番合うという米が、モミロマンという品種でございまして、そのほか3種類くらいしか、なかなか品種がないという現状もございます。

少なくとも、先ほど申しますとおり、この18品目に該当するものしか、最大数量が増した場合に、最大値が10万5,000円という世界でございまして、通常どおりの形であれば通常の8万円、それよりかなり低い収量であれば、まだ下がるというところがございますので、品質をそれだけ上げられる農業ができるか、そこも一つのキーポイントになってまいります。

今まで、WCSの一番問題点は、とにかく8万円をもらうがために、何でもかんでも、とにかくまけばいいというのが、今まであったような感じもいたしております。

そういうことから、やはり今後、きちんと植えて、きちんと収量を上げる、WCSにしてもそうなんですけれども、そういう対応をしていった上で、そしてそこに労働力を投下して、それで8万円なり10万円をもらっていく方法を、皆さんと模索をしていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

**○議員(米山 知子君)** 今の課長の答弁にもありましたように、なかなか表に示されるものと、その中身っていうものを見た場合に、そのすんなりいかないというのが現実ですね。その地域の実情に合ったものとして、国の政策を受けとめられるかどうかということになると思うんです。

で、町長は、農家と畜産との橋渡しになって、飼料用米、あるいはWCSをいかにして農家がつくって、水田を保持していくかということに、行政としては取り組んでいきたいということですけども、それは反対に取り組んでいきたいという希望なのか、具体的に、じゃあ、どういうふうなことをしたら、それは取り組んでいけるのか、どんなふうにお考えですか。

**○町長(日高 昭彦君)** 今、現状として私が言えるのは、必ず橋渡しをする、取り組んでいくという思いでありまして、具体的には担当のほうで考えております。そういう組織をまず整備する、組織、販売、販売ルートと申しますか、それは重要でありますし、現に今、農

林水産課を含めてやっておるところだと聞いています。

**○議員(米山 知子君)** 私がさっき登壇で最後に言いました、リーダーはその方向性を示すと、その具体的な方向については知恵がある人が考えるということが、私は、もう本当に基本だろうと思いますので、町長の今の方向性、必ず行政が橋渡しをすると。それについていろんな問題はあろうかと思いますが、それは担当課、あるいはそのほかの方々でもいいですけれども、きちんとした知恵を出し合って、ぜひ農家が水田を保持していけるような、我が町にとっても水田を保持していけるような方法を構築していただきたいと思います。

次に、農地の集約に関して、集約はだんだん進んでいるということですが、現在、私、見ましたときに、集約できるような農地は集約できていると。ところが、残っているのは、集約できないような農地というのが集約できないわけですよ。

それが相当あるように思うんですが、現実的に農地として集約して、これは担い手に任せてもいいよなっていう農地が、集約できてないところがあるのか。それとも、もうほとんどそういうところは、もうできているよと。あとは、なかなか集約をしても、担い手に任せられないようなところなんだよというところが現状なのか、川南町の現状をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**○町長(日高 昭彦君)** 細かい部分につきましては、農業委員会、農林水産課、担当に答えさせますが、基本的には、今、御指摘のとおりで、集約できる部分は集約できている。つまり、集約できてないのは、非常に不都合がある、整地に関して。要するに、使い勝手の悪いところが多目に残っているというのが、現状であると認識しております。

**○農業委員会事務局長(杉尾 英敏君)** ただいまの米山議員の質問にお答えいたします。

集積の状況ということでございますが、先ほど町長が述べましたように、平成24年度に関しましては、105ヘクタールの貸借の契約が行われておるところでございます。そのうち基盤強化法によりまして、農用地集積の利用権設定が行われているのが、96.8ヘクタールございます。

その中で、農業公社を通しまして面的集積、いわゆる農業個別補償制度、規模拡大加算、これは25年度は名称が変更になっておりますが、それを受けた農家が4件あります。

面積にしまして5ヘクタールでございますが、これは先ほど町長も述べましたように、農地法改正によりまして、借り手に有利な制度ができているということで、これは借り手に10アール当たり2万円を交付するという事業でございますが、この事業の主な交付対象要件といたしましては、2筆以上の農地がまとまりを構成しているという農地、または1筆の場合は、1ヘクタール以上の面積を有する農地であるということであって、基盤強化法によりまして利用権設定をされまして、6年以上、期間を要するという条件等がございます。

先ほど言われましたように、この面的集積に関しましては、できているところにつきましては、担い手等がこの96.8ヘクタール、24年度に関しましては行っているところなんです。その分、まとまりの少ないところに関しましては、農業委員において、近隣への耕作者

へ等の集約の紹介を行って、積極的に集積ができるように、今のところは努めているところでございます。

集積に関しては以上でございます。

○議員(米山 知子君) 全庁的な状況は、今の説明でありありがとうございます。

これは非常に点的な視点で見たら場合ですが、私の住んでいる集落を見たときに、担い手がある。何人かの方で1つの集落の中で、相対のいわゆる賃貸契約ですよね。

ですから、高々、恐らく五、六ヘクタールぐらいしかないと思うんですけども、その中に、5人も6人も担い手が来ているわけです、よその集落から。

それを果たして、担い手による農地の集積と言えるのかどうか、そのあたりの調整と申しますか、農地の集積で国が言うのは、恐らくもう何十ヘクタール、10ヘクタール、20ヘクタールという規模だろうと思いますが、現実には、4反、5反ぐらいの農地を点々と点在をした農地を使いながら、まとめれば10ヘクタールになる、20ヘクタールになるという担い手。数的には1人の担い手が、耕作面積20ヘクタールという数字が出るとは思いますが、実際には、点在しているわけですよね。

そういうのが果たして、担い手による農地の集積と言えるのかどうか、それが現実ではないかと思えます。そういうところをできれば、さっき行政が減反の場合では、行政のやるべき役割というところで、町長、お話しになりましたが、そのあたりの調整。

本当に担い手に農地を集積する。それは何かというと、結局、効率性と利便性を増すために農地を集積しているわけですね。点在をしているところで、合わせたものが集積された農地を持っても、それは利便性、効率性の向上にはならないと思えます。

それあたりの農業委員会、町としてのやり方、今後の方法っていうのについては、どうお考えでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘が、まさに我が町の重要な課題であると。現在においては、確かに知り合い、親戚、そういう地縁・血縁の関係で、相対がされている方も確かにいらっしゃいます。

しかし、これから10年後、20年後を見据えたときに、これからは行政の本当に大事な仕事であって、計画的な農地の利用を進めていくべきであるということで、農業委員会、農林水産課、または農地整備も含めて、一丸となってワンフロアも含め、取り組む姿勢を整えているところでございます。

○議員(米山 知子君) 10年後を見据えたということですので、期待をしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、農産物の販売に関してということで、先ほど6次産業化を通じて販売ということに触れて、お答えいただきましたが、町長が例に挙げられた6次産業化の姿勢としては、ゲシユマック、まるみ豚、これ畜産ですよね。

で、いわゆる園芸農家、あるいは路地農家、そういういわゆる農業に、農業の中の園芸部

門に関しての6次産業化というのは、非常に難しいものがある、それは同じです。私も人手にしても、販路の開拓にしても難しいものがあるっていうことはわかります。

それに対して、お答えの中に、農・商・工連携というものの言葉が出ましたが、具体的に農・商・工連携というのは、どういう形で進めていこうとしているのか、そのことをお答えしていただきたいと思います。

といいますのは、農産物の販売についてPRをしようとするときに、私、町外の人に、川南町の特産物ですよというので、例えば宅配で送りたいというときに、何を送ろうか。生の生産物はたくさんあるわけなんです。尾鈴村に行けばいっぱいあります、そういったところに。

ところが、そういうものでなくて、ある程度、日持ちがして送れるっていうものを選ぶとしたときには、本当はないんですね。それが、私は6次産業化を進める一つの何か目的というか、そういうものをふやすというのが、川南の農産物の利用につながるのではないかと思うんですが、それが農・商・工連携ということ、6次産業化が無理ならば、農・商・工連携という形で、そういうものに取り組んでいけるのかどうか。

もう随分前から、農・商・工連携という言葉は聞くんですが、具体的にどういう形で農・商・工連携を今、進めていらっしゃるのか、その点をお伺いいたします。

○町長(日高 昭彦君) まさにそのとおりでございます。

言葉だけ追えば、6次産業と農・商・工連携の違いというのは、6次産業は、自社で自分の会社で全てを賄うというイメージでございます。農・商・工連携は、個人が複数集まって、一つのビジネスを成り立っていくというイメージで考えております。

現在、農業においてよく言われるのは、農産物はあるけど、まだ商品になってないと。今、議員が御指摘のとおり、消費者のところに届くまでの形態、やはりパッケージ、商品として我々は完成する必要があると思います。

現状と言え、浜うどんは上げられるかと思っておりますが、軽トラ市であったり、これから今、町の職員提案の中で出てきた問題が、ふるさと納税も含めたそういう形で、パック商品をまず送る。そして、いろんな形で注文をいただく。

観光協会、地場産、既にやっているんですが、米山議員の御指摘のとおり、それが川南町はこれだよと、確かにこれがあるというものまでは至っていないと思っております。

しかし、歩みは少しずつつながっておると思いますので、これからの我々の課題だと思っています。

○議員(米山 知子君) 追加はないんですか。

○町長(日高 昭彦君) えっ。

○議員(米山 知子君) 追加。

○町長(日高 昭彦君) 追加か。何でしたっけ。

○議員(米山 知子君) 課長の追加がない。課長がない。

○農林水産課長(押川 義光君) 米山議員の質問にお答えいたします。

現在、何を取り組んでいるのかという御質問でございます。具体的には、我々は、農・商・工連携の一つのモデルケースとして、香川ランチを昨年から取り組んできたところでございます。

と申しますのが、やはり香川ランチの主たる考え方は、地域でいろんなことをやっているものを、あそこにアンテナショップとして出してみたらどうかというのが、コンセプトでございます。その販売ルート、海外にも販売ルートを持っていらっしゃいます。そういうルート、それから香川ランチの取引先のルート、そういうものを活用しながら、やはり川南のものを織り込んでいくというのが、あそこのでき上がったものでございまして、ただ、そこに置く品物が、まだ間に合っていないというのが現状ではあります。

そういうことから、もうこれを拠点だけではなく、やはりいろんな形で販路の拡大というのを図っていくために、我々も、高原町の杜の穂蔵という農事組合法人がありますが、そこは、成功事例としていろいろやっております。

そこに、この間から商談と申しますか、川南でいろんなものができる。そのことを向こうに原料として売ってもらえないかという、具体的な動きもちょっとしているところでございます。

あわせまして、やはり議員指摘のございましたとおり、川南町の物品のパンフレットというのがないということもございまして、地場産が取り組んでいただいておりますが、それをもうちょっと拡大していけないだろうかというのを今、模索を始めたところでございます。

そういうことも含めまして、今回、提案もありますとおり、今後、川南町の農業を発展させる、品物を販売していくためにも、やはり商工業者との連携を深めてやっていくということが、今回の議案の中でも提案の一部かなというふうに、担当課としては考えている次第でございます。

以上です。

○議員(米山 知子君) 今、模索をしていると言われて、非常に私はスピード感がないと思います。こういうことは、もう6次産業とか言われて久しいですね。だから、農・商・工連携という言葉が出てもう何年もたちます。

その中で、川南町が、じゃあ、本当にここにこれだけの生産物がありながら、生産物だけの販売を追ってきたと、加工まで立てなかった。

ほかの地域を見ますと、いろんなところで、いろんな加工品に取り組んでおります。県内はもちろん、全国的に見ても、県内で見ても取り組んでおります。その点では、これだけの生産町でありながら、その加工に取り組んでいるというその遅さっていうのが、私は非常に何かまどろこしいものがあります。

やはりやらなくちゃいけないことは、さっさとやる。私の口癖ですけど、ちゃっちゃとやってしまわないと、時代に乗りおくれしてしまうと思いますので、模索をしているだけじゃ

なくて、まずは行動をするということをぜひ心がけていただきたいと思います。

私、町みずからの取引先の開拓はできないかということで、今、課長の話で、香川ランチをアンテナショップとして位置づけていきたいというようなことがあったんですが、これは、町みずからの取引先の考えですよ。

どこかにお任せするんじゃなくて、町がどこかに出向いて行って、後で川上議員も通告書に出してありますが、みずからのセールスマンというような、町みずからセールスマンとなるような、そういうふうな構想っていうのは持てないのでしょうか。

**○町長(日高 昭彦君)** 当然、それは非常に大事な部分であり、現在やっているのは、川南町出身のレストラン、経営されているとか、東京川南会、大阪川南会、そういうところのPRということにとどまっているのが、現状だと思っております。

ちゃっちゃとやれということですが、本当にこれをどうするのか、これからの本当に課題だと思っております。

今やっていることは、町が主導する、どこまでいくかという問題はあるかもしれませんが、川南町全体の商品をまとめて全部そろって売り出すよりも、今、動けるものを動いている方々に任せて、我々は後方で支援するというのが現状であります。

これからは、それも含めて、できるところは当然トップセールスも含めてやるべきだと思っております。

**○議員(米山 知子君)** 町長だけがセールスをする、トップセールスをするだけじゃなくて、これは町民みんながセールスマンになるというような、意識をいかに町民の方に持っていただくかということも、やっぱり行政が今から目指していかなくてはならないかなど。それが、私が毎回言っておりました地産地消ということ、我が町に誇りを持つということに、つながるのではないかと思うんですね。

自分の川南町の人が、川南には、こんなにいいものがあるんだよというのを、自分の知り合いの人に勧めるということは、立派なセールスマンなんですね。それが、いかに我が町の町民に、どれだけそれが進んでいるかということ。

で、ちょっとこう話しする時間もないので話がそれるかもしれませんが、学校給食のこととちょっと違う、方向が違ってないかと思うかもしれませんが、先日、テレビを見ていましたら、タイで、日本の企業が、一生懸命日本のいろんなレトルトのもの、食品とか、あるいは調味料を売り込んでいるんですね。それをどこに売り込んでいるかという、学校給食をタイで勧めて、その中で利用してもらうように、最初は提供ですよ、で、売り込むわけですよ。

子供たちは、じゃあ、家に帰ってどうするかというと、お母さんに、給食に出たあれはおいしかったと、いわゆる子供の舌の洗脳なんですね。

また、もとに戻りますけれども、なぜ米離れになったのか。私は、もともとは学校給食の中で、学校給食に戦後、50年前にパンが全て導入されたのが、米離れの一つの原因になって

いるのではないかと思います。これは私の私見ですけれども、そういうことを考えると、子供のときから、いかに町内のものの味を覚えさせるか。町内では、こういうものが出ていなど、誇りを持ってそれを食物を子供たちが感じられるか、それを家庭に帰って親に話すかというのが、私は一番のセールスになるのではないかと思います。

それで、以前から学校給食のときに、地元の地産地消ということを書いてたんですが、なかなかそれも少しずつは進んでおりますが難しい、これもきちっとしながらしか進んでおりません。

ですから、いろんなセールスということ考えたときに、町長のトップセールスだけではなくて、町民みずからがセールスマンになるためには、どうしたらいいかということを考えていったときには、いろんな場面で、町のものをいかに認識をさせるかということが必要であると思うんですね。

そういうことをお考えになりながら、ぜひセールスというものを、職員はもちろんですけれども、そういうことを取り組んでいただきたいと思います。

これはひとつ提案です。販売が重要であるということは、もう認識しているということでしたので、私は、もう思い切って、今回、機構改革でいろんな役場の中で、これからの町を見据えたもので機構改革なされますが、その中に、やはり販売促進係ぐらいを産業推進課の中に置かないと、農業は販売なくしては推進しないと思うんですね。

これは役場の業務として、やっぱり販売推進っていうのをいかにしてするかということ、ぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけれども、これはひとつ私の意見ですので、また、検討をしていただけたらと思います。

それから、先ほどふるさと納税をしていただいた人で、お返しにということで、これを私、申し上げようと思ったんですが、もう町長がおっしゃるわけですけども、具体的には、それはどういうことを言わされているんでしょうか。検討されているんですか。

**○町長(日高 昭彦君)** まず、2点ほどいただきました。

まず、御提案、販売を促進する係、担当、非常に大事でありますので、これから機構改革を含めて、できることは必ずやりたいと思っております。

ふるさと納税に関しましては、今年度、職員提案で上がってきましたので、プロジェクトチームを組んで、今、どんな商品にするのか、どういう形にするのかを検討している段階であります。来年度から着手するつもりであります。

**○議員(米山 知子君)** よく報道で、ふるさと納税をすると、その納税をした団体から、いろんなお返しみたいな形で特産品を送ってくるというのが、私、テレビで見まして、これは楽しいよねと思って、本当にそれを楽しみにしてふるさと納税をしている。自分のふるさとじゃないところにも、いっぱい特産品が魅力的なところに納税をしているっていう方も、いらっしゃるみたいですので、これはぜひ川南町としても取り組んでいいのかな。

もう一つは、もちろんお返しもないですが、ふるさと納税をどうしたらいいかと。いわゆ

る手順ですよ。こうして、こうして、こういうメリットがありますっていうことを、果たして皆さんは理解しているのかどうか。

言葉は知っているけれども、具体的にどうしたらいいのか。その人の行動を起こさせるために、きちんとわかりやすくしないと、ふるさと納税は伸びないと思いますので、ふるさと納税に対するお返しのもを検討するのと同時に、いかにしたら、ふるさと納税を行動として起こしてもらえるのか、そういうことの手順も、わかりやすく御説明するようなことも、一緒にお考えいただけたらと思います。

そういうのは特に、東京川南会であるとか、東海川南会、あるいは近畿川南会、そういうところに限って、皆さんにふるさと納税をしていただくと。で、どうしたらいいのかということに対しては、こうすればいいんですよと、メリットはこうですよということをきちんとやっぱり示さないと、ふるさと納税という言葉だけが、ひとり歩きをするのではないかなという気がいたしますので、その点はよろしくお願いをしたいと思います。

それと最後に、6次産業化のさっき、農家はなかなか人手的、あるいは販売の加工ということで、難しいということのお答えでしたが、以前の町長の答弁の中に、企業誘致のお話の中に、今どき50人の企業を誘致しようとしても非常に難しいと。ところが、川南町は小規模の企業、例えば5人の雇用ができる企業を10個できれば、50人の雇用ができるんじゃないかっていうことを言われましたよね、以前ね。

それから私、それを考えました、例えばゲシュマックとかまるみ豚、非常に雇用が進んでいます。恐らく10人以上雇用していますよね。ですから、ああいうところは6次産業化のモデルではないと思うんです。

二人、三人でもいいから雇用をして、そして何かをしようと。そのときに、例えばハウス農家、トマト農家にしても、何かトマトで、トマトソースをつくったりとか、ドライトマトをつくったりとかいう、その加工までは何とかできるけれども、その販売が確保できなければ、加工に回す人手はないというようなことが、現実の問題としてあろうかと思うんです。

そういう小規模の加工だったら取り組んでもいいけど、でも、最終的に販売の確保についての不安があるので取り組めないと。そういう園芸農家っていうのは、私は多いんじゃないかと思うんです。

町長も、農家でしたからわかると思うんですが、農家の産物の中で、大体製品になる、出荷できるっていうのは、悪くて半分、半分強ぐらいですね。恐らく出荷できないで、もうくずで捨てなくてはいけないというのが、3割ぐらいから4割ぐらいが出ると思うんです。

ですから、そういうのを何とかしたいというのが、農家の人にとっては、みんな同じ気持ちだと思うんですけれども、それをじゃあ、ゲシュマックやまるみ豚みたいに、大きな設備をつくってつくるかということ、そこまでの余力はないわけです。

そのときに、2人、3人の雇用で、そういう小規模の加工所をつくって、それがB級品、C級品が売れるところがあれば、加工に取り組んでみようかなというところが、私は出て



くるんじゃないかと思うんですけども、そういう小規模の加工場に対しての支援っていうのは、経済的な支援ばかりじゃなくって、さっきも言いましたように、販路の提供、売り先の提供、売り先を探してくる、そういうことを行政としてできるんじゃないかと思うんですけども、どんなもんですか。

○町長(日高 昭彦君) いろんな御提案をいただきましてありがとうございます。

たまたまですが、ゲシュマックのほうに、本当に世界でもトップの地域の地域デザイナーという方が来られました、つい最近。それは1次産業の農産物をデザインするとそれは文化になる、地域の産業になるという視点から、それについてきた有名な雑誌記者、そしてカメラマン、そして地域おこしを育成する人々。

要するに、何かを始めると、必ず頑張っている人を応援する人々は出てくるのは事実だと、私は思っております。そして今、議員がおっしゃるような、二、三人規模で、まずは農家の視点から言うと、いろんなことを手とり足とり指導するよりも、実際に身近にうまくやっている人がいる。それが一番の強みになり、手本になると思っております。

まずは、そういう方々に既に動いていただく。そういう人を見ながら、二、三人でもできる。一つの方法は、インターネットがあると思います。なかなか先輩方には、非常にそれはわからんという人も確かにいるんですが、現状といたしまして、インターネットの商品の取り扱い量というのは、若手においては、もう本当にすごい量になっています。

一々買いにいかなくてもいいという利点がありますので、全てがいいとは言いませんが、そういう方法があるというのも事実でありますので、町としてできることは、今言われた販売先、販売体制なりというのは、本当にやれることを必ずやりたいと思っております。

○議員(米山 知子君) ちょっと町長も現実離れしているかなと思ったんですが、インターネット取引をした場合に、どれだけの製品を商品を確認していないと、インターネット取引っていうのが難しいかというのがわかる。インターネットって今言われたように、非常に利用者が多いですから、ある程度の商品が確保できないと、インターネット市場には、なかなか出せないというのが、私は現実ではないかと思うんですね。

でなくって、結局、この川南の、今の農家が、自分ところのB級品、C級品を何とか加工して商品にしようというときに、できる商品量っていうのは限られているわけですよ。

で、その限られた商品をネットに載せられるか、あるいは、特定のどこか決まった場所でもいいですけど、どっかに売り先はあるか、その売り先さえ確保できれば、大量にはできないけれども、自分ところでできたものを少しずつは、その部分は商品としてできるっていう部分をどこかで売りたいと、そういうのがあれば取り組みたいという人は、結構いるんじゃないかと思うんですね。

ですから、そこあたり、さっき、課長がおっしゃいました、いわゆる香川ランチをアンテナショップとしてですけども、それは町民に広報できていますか。香川ランチをアンテナショップとして、自分の所の商品を置かしてくれということが、町民に広報できているかと

ということです。町民というか、農家に広報できているかどうかというのが、私、今、ふと疑問に思ったんですけれども。

○町長(日高 昭彦君) 現状として町民に農家に広報できるか、できているかという、香川ランチの会社の経営もあるでしょうし、現在としては、全戸に紹介しているという段階ではないです。それは売り場のこともあります。

私としては、でも、もともとどの売り場があるのか、どのぐらい量売るのかであれば、それはそれでいいと思っておりますし、これから先、大事なものは、やはりいろんな形で周知する、その必要性は感じております。

補足があるか。じゃあ、補足は農林水産課長にさせます。

○農林水産課長(押川 義光君) 米山議員の御質問に再度、お答えいたします。

広報につきましては、確かに全く行っていない状況ではあります。今後につきましては、やはり香川ランチの社長さんとも、いろいろ話をして、そこが可能かどうかは、考えていきたいというふうには思っております。

ただ、全ての品物を置くというのは、物理的に不可能であるというふうには考えておりません。

○議員(米山 知子君) 最後に、やっぱり農家の所得をふやすというのは、農業を盛んにするというのが、強い農業、そして利益を出している、後継者ができるということ。利益が出れば後継者も出るわけですね。そのためには、やはりできたものをいかにしてお金に変えるか、売るかということが一番の問題だと思います。

そのために、どういうふうなことをしたらいいのかというのが、やっぱり町としてどこまでできるのか。もちろん、農家の自主的なものも必要かと思いますが、行政としてどういうふうな援助ができるのか、それが資金の援助じゃなくって、いわゆるバックアップする、フォローする、そういうことの道筋をつくる、農家が不得意なところのアイデアを示してあげる、そういうことを行政として、ぜひやっていただきたいと思っておりますので、ぜひ川南町の農業が、これから10年先もきちんと維持していけるように、頑張ってくださいと思います。

で、最後に町長のお答えを聞いて終わります。

○町長(日高 昭彦君) では、最後に決意表明ということで、本当にそれができるかどうか、この地域における農業の存続できるかどうかの分かれ目だと思っております。売るか売らないか、どうやって売るのか、その方法を誰が探すのか、どこに求めるのか、そういうことをこれからテーマとして取り組んでいきます。

○議員(米山 知子君) ありがとうございます。

○議長(竹本 修君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時57分休憩

.....  
午前10時07分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

次に、林光政君に発言を許します。

○議員(林 光政君) おはようございます。林光政。通告書に従い、質問をいたします。

質問事項、学校教育について。質問の要旨、小学校低学年からの英語教育はどのようにお考えか(保育園等も含めて)お尋ねいたします。

近年、テレビ、ラジオ、新聞等、あらゆるところで横文字、すなわち外国語が発せられています。余談でございますが、私たちのころは、中学校からの英語の時間割が組まれていました。

一般、文教産業常任委員会では、千葉県酒々井町のほうへの行政視察がありました。私は検診のため欠席したのですが、米田課長より資料をいただき、また、視察前にも議会事務局のほうからも関係資料をいただいております。目を通して見ると、それらの資料には教育委員会、また関係する各課からの説明があります。

教育委員会の基本理念というくだりがあります。その中の一つに、保育園、小学校の英語活動というのがございます。平成24年度は保育園から中学校卒業まで一貫した英語教育がスタート、また、合わせて中学校の国際交流派遣事業としてオーストラリアを開始したとあります。これは、外国のさまを自分で実際に見て、聞いて、体で覚えさせるという試みと私は思います。

これらの期待される効果としては、保育園の英語活動として外国人の先生と一緒に外国語での歌やゲーム等を通して、外国語の面白さや人にかかわることの楽しさを感じることができるとあります。

授業時数は、保育園は各クラス1週間1回15分、小学校1、2、3、4年までは各クラス3週間1回45分、小学校5、6年は各クラス週1回45分となっているようです。

期待される効果として、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとすることができるとあります。

参考までに、中学校までは期待される効果として、外国語を通じて聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどを学習し、積極的にコミュニケーションを図ろうとするなどがあります。

垣根の向こうの花はきれいというわけではありませんが、本町においても勝るとも劣らない方法で教育指導を行っていただいていると思っています。子供の教育向上はもちろんですが、町内企業誘致にも町長は懸命に取り組んでいただいております。現状は厳しいようです。そこで魅力ある幼児教育の一つに英語教育はと私は考えたところでございます。

本町の第5次長期総合計画実施計画書(平成25年度から平成26年度)の第4章に、第1節から第4節まであります。その内容は私が申すまでもございませぬが、基本目標、生きる力を育む人づくり、まち文化づくり、施策、学校教育の充実、施策の内容、学力・体力向上

についての取り組み、外国語(英語)とあります。指導助手招致の欄に、事業目的、事業概要、現状及び進捗状況等々が挙げてあります。

実施計画書の中の事業目的は、外国(英語圏)の生活や文化等に親しんだり、基礎的、実践的コミュニケーション能力の育成を図る。事業の概要、小中学校への外国語(英語)指導助手の招致。現状及び進捗状況は、中学校では、平成14年度から必修教科としての英語力の向上を重視してきたが、継続的に招致していく。小学校では、ネイティブスピーカーの英語に触れる機会を設け、自然に英語に親しんでいくことを目指しているとあります。

町立、民間も含めてお聞かせいただきたいと思います。町長、現在の進捗状況は計画どおりか。3点をもう少し詳しく説明してください。

質問席に移ります。

**○町長(日高 昭彦君)** ただいまの林議員の質問にお答えいたします。

学校教育、特に英語教育、幼児期からの教育ということでいろいろなお話をいただきましてありがとうございました。

国際化という流れは、我々としては当然避けて通れないものだというのは十分認識しておりますし、現に、例えばスポーツ界におきましては、野球、サッカー、ゴルフ、ほんとに若い方々が早くから海外に出て、いろいろな形で活躍されています。それは、基本的に言語の壁を超えて文化として捉えている、そこまで今の若者が進んでいるだろうと思っております。

議員の御指摘のとおり、英語に関してだけでなく、もともとそういう言葉というのは、学問である前に言葉であり、それはその国の文化だと考えております。ということは、当然なるだけ早い時期からそういうことに慣れ親しむことの重要性、非常に価値があるというか、重要なことだと考えております。

現に、本町におきましてもいろいろな形で取り組んでおります。ただし、これには学問的というか、学業的に申しますと教育指導要綱があります。また、英語の資格、教員免許とか、いろいろなことがありますので、詳細につきましては、教育委員会のほうで答弁させます。

**○教育長(木村 誠君)** 林議員の質問にお答えをいたします。

小学校における外国語教育につきましては、国の審議会でも約20年間検討された経緯がございます。このような中、小学校学習指導要領の改訂により、平成23年度からようやく5年生と6年生で年間35単位時間の外国語活動が必修化されました。

本町におきましても、1名の外国語指導助手、いわゆるALTを任用し、全ての時間ではありませんが、学級担任とともに英語活動を実施しているところです。

現在、英語活動は、子供たちに音声を中心に英語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーション能力の素地を養うことを目標として取り組んでおります。

御質問にあります低学年の英語活動につきましては、高学年の導入が行われたばかりであり、小学校教諭は英語の免許取得がほとんどない中で試行錯誤している段階であります。そ

の成果も含め、まずは現状に目を向ける必要があると考えております。

今後は、国の次期学習指導要領改訂への動向を注視しながら、判断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員(林 光政君) いろいろ私が申すまでもなく、教育長も、町長のほうも取り組んでいらっしゃるということは以前からわかっておりましたけども、先般、事務局のほうから、教育事務、町の方からもいろいろ詳細についてはお聞きいたしました。

けども、今始まったばかりとおっしゃいますけども、よそのところでは、やっぱこんなふうにして実際取り組んでおるわけです。だから、本町もやっぱ早いに越したことはないで、肌で覚えさせるちゅうことは三つ子の魂百までもなんですけども、小さいときからそういう外国語に触れさせるということも私は大事じゃないかと思えます。

その点のほうは、どうお考えでしょうか。

○教育長(木村 誠君) 今、フィリップさんを任用しておるわけですけども、これ去年の10月からことしの11月にかけての資料なんですけども、川南小学校は5、6年生、学級数が多いです。1日行っても、5、6年生でも全て五、六時間時間が埋まるということもあるんですけれども、ただし、山本小学校では、1、2、3、4年生も六、七時間、フィリップさんのほうで行って、実際やっております。

結局これも、ここにこういう学習指導要領というのを持ってきましたけれども、要するに国が定めている時間というのがございます。ですから、どの時間でしたら英語活動、外国語活動をやるかということになってきます。3、4年生には総合的な学習の時間というのがあるんですけれども、1、2年生はそういう時間はございません。

ですから、学校、要するに国が標準時数決めておりますけれども、それ以上に時間はあるわけです。授業時間は。その中でやりくりしてというんでしょうか、余剰時間と言いますけれども、その中で各学校の要望に沿って今実施している状況ですけども、国としてはやりなさいというものではないわけです。

ですから、そこはもちろん、今、学校の要望としてフィリップさん、あるいは時間的な余裕があれば行って一緒に学級担任と授業をします。あくまでもALTは助手ですので、主は学級担任が授業するわけです。その補助になりますので、いろんな打ち合わせをしてから望まなければいけませんから、1日行って5時間授業をするとすると、打ち合わせの時間が無いわけです。

そのあたりはある程度制約がかかってきますので、できる限りのことはやっていきたいと思えますけれども、それぞれALTの時間的なもの、それから学校の時間的なもの、そこあたりも勘案しながら、要望があればできる限りのことはしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員(林 光政君) いろいろ巷では、日本語もできないのに何で外国がという言葉で冗談めかしにいろいろ聞きますけれども、やっぱスポーツ選手がいろいろインタビューで外国の人と英語でペラペラしゃべっているのを聞くと、よう勉強してるんだなと私は思います。

ようテレビで、ゴルフの選手のことをよう言いますけれども、何か簡単にできるようなことを言って、プロの若い人には何か失礼な言い方をしているように聞こえるんです。何とかいう横文字で言います。ただしゃべるだけで、聞くだけで、しゃべるだけ。あの言い方は、ちょっと私はあの人に対しては、何か失礼な言い方じゃと私は思っているんですけども。

やっぱこれから先は、巷でもほんとに英語というか外国語は、堪能であって損はしないと私は思うんです。だから、さっきから申しておりますように、小学5、6年生からじゃなくて、やっぱ幼稚園のころから歌とか、お遊戯とかで肌で覚えさせていく、なじませていくということも私は大事じゃないかと思いますが、もう一度、教育長その点をお考えを聞かせていただきたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) 教育長に答えていただきますが、幼児教育に関しては、学校教育というのは小学校以上になりますので、幼児教育ということに関しては町長部局ということになります。

ただし、人が突然あるところから部門が変わるわけではございませんので、われわれ行政として、仕組みとしてそうっておりますが、町として一貫した方針、それは大事なことだと思っております。

それを含めて、教育長のほうに答弁してもらいます。

○教育長(木村 誠君) 先ほど申し上げましたけど、学習指導要領、これは大体10年ぐらいで改定をされてきております。今、23年度からというふうに新しい学習指導要領でやっておるわけですけども、20年の3月に改定の発表をされました。ですから、21年、22年移行期間を置いて23年度から小学校、中学校は時数等を組みかえしながら24年度から完全実施に入ったんですけども、そういう形で発表があって、2年後、3年後ぐらいに完全実施ということになってきているんですけども。

今、文科省が言っておりますのは、次は小学校3、4年生から外国語活動を1時間、5、6年生には要するに教科化する、英語科にする、外国語科にすると。そして、週3時間設定するという方向のようであります。

昭和32年、2020年度に導入したいという意向でありますけれども、それに行くまでには、やはりそういう法律も、学校教育法あるいは学校教育施行規則等を変えなければ進まないわけです。それをもとに、この学習指導要領、各学年の内容等が決まるわけです。それに基づいて教科書ができるわけです。

そういうステップを踏みますので、先ほども申し上げましたとおり、こうなれば、これはもう導入しなきゃいけないわけですので、国の方針ですから。そこまでは、その意向も含めまして、できる限りのことはしていきたいと。先ほども申し上げましたように、ALTの時

数もありましょうし、学校の要望もありましょうから、そのあたりも考えながら小学校低学年に関しても実施できるところは実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(林 光政君) いろいろ、国の決まり云々というふうに私は聞こえたんですけども、実際にこの千葉県の酒々井町のほうでは、保育園からのことを委員会のほうで挙げておられるようなんです。この文章を見ると。

だから、そこはその町単独と言いますか、そのあたりでも前向きに早く考えていただいてもよろしいんじゃないかと。何も国のほうは、これはするな、決めてないからだめだとかいうことは、僕はないと思うんです。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの林議員の御質問にお答えいたします。

保育園の本来の目的は、児童福祉に基づき保育に欠ける乳幼児を保育保護、養育する場所であるという観点の中から、英語教育に限らず基本的には道徳教育であるとか、いわゆる小学校へ行くまでの児童の成長を育む場所であるというふうに認識しております。

その中で、英語教育に限定されてということなんですけども、先ほど学校教育のほうで述べられた段階が踏まれておりますことですし、ひとつの目標としては、議員が言われたような育む一つのセンテンスでございますので、そちらのほうを延ばしてあげたいという意識はございます。

今後、これに関してはいろんなタイミングであるとか、そういう人的なものを見ていながら、少しでも子供の場にそういう方々が来ていただきまして、一緒に経験を積んでいただいたり、遊んだりして、そういう教育と申しますか、英語に触れあう期間が少しでも長くできるような方向で、お互いに教育委員会との協議を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○教育長(木村 誠君) 先ほどから申し上げましているように、やらないと言っているわけじゃないんです。

ですから、ALTは一人ですので、結局彼も中学校にも行きます。中学校の授業にも入っております。ですから、7校ありますので、彼の日数も決まっておりますから、その中でやっぱり5、6年生は絶対しなきゃいけないということがありますので、そこあたりも調整しながら、もちろん小さいときからそういう語学というのは親しむことが大事だと考えていますので、できるだけ調整をして、何とか。

酒々井町は3週間に1回ということなんですけども、できるだけそれに近いような形ができればいいなというふうに思っておりますけれども、また調整をしていきたいとも考えております。

以上です。

○議員(林 光政君) 川南町は畜産の町とか、そういう産業の町のイメージが強いんで

すけども、耳に入ってくる言葉が。隣町のことを言うわけじゃないんですけども、昔から文教の町どこどこ、文教の町何々と言っておられます。

ときの外交官ではないですけど、小村寿太郎さんのように100年ぐらいたってても、川南町は幼稚園のときから、保育園のときから英語を指導しとる。今はこんなふうにして子供たちが英語でペラペラじゃがと言っていたくような町に、私はなっていけたらと思うんです。町長。それで、こういう質問をさせていただいたわけなんです。さきのことを見てイメージが変わればいいなと思っております。

そして、もう一つは保育園を含めた小学校低学年からの英語教育が、私はここを考えたんですけど、若いお父さん、お母さんたちの町外転出の歯止めになれば。いいですか。保育園を含めた小学校低学年からの英語教育が、若いお父さん、お母さんたちの町外転出の歯止めになれば、人口増にもつながると思っております。

我々は、小さいときから「三つ子の魂百まで」とか、「鉄は赤いうちに打て」とかよう聞かされました。さきの東日本大震災復興支援の現地で、ある政治家が「100の言葉より一つの実行」と言っているところが新聞の記事にありました。なかなかいいことを言うなど、実行してくれよ、ぬか喜びに終わるなど私は思ったものです。

どこの市町村でも、子供の教育、道徳には目の色を変えて取り組んでいるようです。町長には失礼に聞こえるかと思いますが、実施計画書の内容が美辞麗句で終わらないようお願いをいたしまして、まだ時間がありますけども、きょうの質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長(竹本 修君) 次に、川上昇君に発言を許します。

○議員(川上 昇君) 質問通告書に従って伺いますので、よろしく願いいたします。

まず、農畜産業への取り組みについて伺います。

平成22年の不幸な口蹄疫禍から丸3年が経過しました。町内の畜産農家につきましては、以前に比較しますと、戸数並びに飼養頭数ともに6割程度で再開されているようであります。ただ、本年4月時点ではありますが、肉用牛の繁殖農家につきましては、再開戸数が56%に対し飼養頭数は48.8%と、事前の50%に満ちておりません。我が川南町のこのような状況も影響しているのか、御承知のとおり、先月の県内七つの家畜市場で行われた子牛競り市の落札価格が高騰しました。

全国的な和牛繁殖農家の高齢化に、3年前の口蹄疫、その翌年の東日本大震災による農家のリタイアも相まって、国内全体の子牛供給量が落ち込んでいることが要因とみられております。

当然、肥育農家にとっては経営が圧迫されるわけですが、恩恵を受けるはずの繁殖農家にとっても繁殖牛の供給サイクルや高齢化を考慮すると、従来のような落ち着いた市況が戻ってくるとは約束できません。言うまでもなく、当町の基幹産業の一つであります、安定経



営、とりわけ健全な産業を維持するため、繁殖農家及び肥育農家に対し、どのような対処が必要なのか、町長にその施策について伺います。

次に、昨年9月の一般質問でもお伺いしましたが、町内産農畜産物のブランド化についてお尋ねいたします。

昨年の質問では、町政運営方針の「特色のある日本一のまちづくりを目指す」を踏まえ、商品のブランド化についての考えを伺いました。これに対し、町長は「今後、町ではしっかりしたものをつくっていく必要がある」と答えられております。さらには「行政がやることに気づき、仕掛ける、きっかけをつくる、考えを誘導する。考え方、理論、これからの構想については、当然我々が積極的にやるべきだと感じている」とも答弁されております。

あれから1年以上経過し、私には目に見える施策は認識できませんが、町内産農畜産物のブランド化についてどのように取り組まれたのか、また、行政主導で推進しないのか、改めてお伺いいたします。

続きまして、町長のトップセールスについて伺います。

この件につきましても、ただいま伺いましたブランド化の質問際、町長から答弁いただきました。「トップセールスを試みる気持ちはございませんか」という私の質問に対しまして、「気持ちだけは十分そのつもりでいる。もともとそういう仕事をしていたいと思っている」とお答えいただいております。

もちろん、このことも1年以上経過しているわけですが、このトップセールス、その後の実績と今後の取り組み施策はいかようになるものなのかをお尋ねいたします。

最後に、スポーツランド構想について1点お伺いいたします。

かつて町政運営方針で「特色のある日本一のまちづくりを目指す」とうたわれ、重要施策の一つに「地域の特性・資源を活かした輝くまちづくり」がありました。その中のスポーツランド構想で、施設を整備することで「町民の健康増進、憩いの場となることはもちろんのこと、スポーツキャンプ、合宿、大会等の誘致に大いに活用できるものと考えている」と説明されておりました。

当時、目標に掲げられていた高森近隣公園、屋根つき多目的運動場、東地区運動公園は既に整備されましたが、その後に続く施策、つまりスポーツキャンプ、合宿、大会等の誘致にかかわる受け入れ宿泊施設、食事等について、どのように対処されているのか、あるいはお考えなのかを町長と教育長にお尋ねいたします。

以上4点、よろしくお願いたします。

**○町長(日高 昭彦君)** ただいまの川上議員の質問にお答えいたします。

まず、畜産業の件でございますが、御承知のとおり、口蹄疫から復興に向かって第1次復興計画(22年から25年)でございますが、それがことしで終了と。そしてまた来年度から第2次計画を3年程度を目標に実施する予定にしております。

その中で、繁殖農家につきましては、先ほど指摘がありましたように、まずは増頭してい

ただくと。先ほど、農林水産課長の答弁の中でありました、現在、子牛を含めて3,000頭という数までにはなっておりまして、現状といたしまして、子牛価格の高騰があり、肥育農家にとっては非常に苦しい状態というのはいろんな形でお聞きしております。

じゃ、どうするのかということですが、特効薬ということはないでしょうけど、やはり安定的な、理想から言えば一貫経営というのが非常に理想ではあるかと思いますが、それぞれの分業として、お互い将来的にやっていけるような体制にいくためにどうすればいいのかというのを、当然、JAや部会等と協議しながら考え、やっていく必要があります。

現状として、ほんとに子牛の高騰というのは、ある意味肥育農家に厳しい状況であるかと思っております。必要があれば、また細かいことは担当課長に説明をさせます。

2番目の町内農産物のブランド化ということでございました。

先ほども米山議員から似たような質問もいただきました。例えば、ブランド、何をつくれば今いいのか、どんな商品なら儲かるのかという時代ではないというのは御承知かと思いますが、どのように売するのか、どういうところにPRするのか、そういうことが非常に大切であります。

当然、それは行政主導というよりも、我々としては一緒に生産者とそういう関係機関と一緒にやっていく、協働という形が一番いいと考えております。商品だけでいきますと、当然、宮崎県のブランド認証品目の中から独自のブランドに対する考え、そういう取り組みが必要であると考えておりますし、現在は、水産物について取り組みを始めているところでございます。

ブランドをどういう切り口で持ってくるかというのは、いろんな方向性があるかと思いますが、以前から川上議員が問われているような、徳島県の葉っぱビジネスの町の例がありますが、あそこでは、いつも我々は葉っぱを売っているんでない、葉っぱの価値を売っているのだと。葉っぱはただのごみです。その仕組みができなければ、皆さんは真似しても続きませんと、そういう言葉が非常に残っております。

どういった仕組みをつくっていくのかというのは当然大事なことでありますし、見えづらいかもしれませんが、今、頑張っている人たちを応援するという形では継続的にずっとやり続けていると思っております。

三つ目の町長のトップセールスということでございます。

現在まで何をやったか。まずは、メディアに対して川南町全体を売ったと。言葉で言えば、川南町のPRに関しては、かなりの部分ができたと我々としては認識しておりますし、これからもいろんなテレビ、新聞、ラジオ、いろんなメディアがございますので、そういうところにはこれからも十分PRしていきたいと思っております。

これからは、その一つ一つをいかに経済に結びつけるか、利益が出せるのか、それが当然これからの課題であると考えております。

最後に、スポーツランド構想の中での取り組み、議員に言われましたとおり、高森近隣公

園、雨天練習場——屋内練習場ですが、そういう施設のほうが大方整った現状でございます。

現在、キャンプ誘致等、非常に数多く申し込みが来ておりますし、この前も宮城県の石巻に行ってまいりました。また、硬式野球ということで来たいということで。現に韓国のプロ野球からもオファーがあったんですが、球場施設としては大丈夫だと。しかし、残念ながら宿泊施設にプロとしてはちょっとここでは規模が足りないということで断念された経緯もございます。

要するに、これからはどうやって宿泊施設を整備していくか。ちょっと先の話になるかもしれませんが、東京オリンピックが決定しました折に、知事としても、県としても、その前にいろんなスポーツ合宿があると。それを誘致する方向で全面的に取り組みたいということをお断りされているようですし、我々、本町におきましても、それは絶好の機会だと捉えております。新しく宿泊施設をつくる、そういう手間、費用、時間を考えますと、現在ある既存の施設を使うのがベストではないかと考えており、今、構想の段階で見積り、いろんな形でやっております。来年度事業を、国、県の事業がありますので、そこに手を挙げて申請の準備をしているところでございます。

そして、スポーツランドと言いますけど、それは時間が限定されてきますので、それ以外のときは何をやるのか。交流人口の拠点として、一つは福祉の面があるかと思えます。いろんな形でその施設を有効に利用することが、川南町の地域の活性化につながっていくと信じております。当然、スポーツは大事な柱で、空いている時間はまた別で使うという考えで、今進めております。

以上です。

○議員(川上 昇君) ありがとうございます。

まず一番最初、子牛価格の高騰にかかわるといふこの部分でお聞きしたいと思うんですが、先ほど話を聞きました、1次が22年度から25年度で、来年から2次としてまた3年間程度を考えているんだというようなことでしたが、当然、あえて私はここでは町の基幹産業であるということをお断りにまず御理解いただいた上での質問かというふうに、まず御承知置きをいただきたいというふうに思うところです。

このままいきますと、どっちにしろ、いずれにしても全国的な現象ですので、すぐすぐこれが変わってくるとは思いません。食肉の流通が脅かされて、テーブルミートの流通そのものが変わってくるのではないかとこのように懸念されるところです。ましてやTPPの行方も非常に気になるんですが、食の流通そのものまで変わってくるやもしれないなというふうな感じがするところです。

ただ、ここ川南町だけのことを考えますと、そういう全国的な、世界的なことを考えてどうするんだというようなところもあるんですが、じゃ、我が町でどういったことができるか、何ができるかということになるわけですけども。

実は11月27日に、都農町議会と川南町議会、議員研修会をやりました。そのときに、この

課題に取り組んで、川南町からも押川課長に出席いただいて説明をいただきました。これまで取り組んできた施策というのも紹介いただきました。今後、それをやっていくのかどうかというのもあるんでしょうが、具体的にまず川南町でできる施策、川南町にしかできないっていいですか、川南町でできる施策は何があるのかと思うのですが、そこについてお答えいただけますか。

○農林水産課長(押川 義光君) 川上議員の御質問に答えいたします。

川南町に何の施策があるのか、まず一言でいいますと、これだけ子牛が高騰しますと、まず保留対策しかないなというのが一番思うところでございます。どうしても農家の経済的には、高値のときには全て売りたいというのが本音でございますが、ようやく2産目、3産目の子牛が出て、一番子牛の母牛となるには一番最適なところでございますので、これに対して全力を傾注したいというふうに思っております。

以上です。

○議員(川上 昇君) 当然それも理解できるわけなんです、要するに肥育に対して子牛の数が圧倒的に不足しているということなんです。

単純に考えれば繁殖農家のふやすのか。しかし、これまで3年たっても御存じのと通りの状況であると。じゃ、農家をふやさずに増頭させるのか、要するに繁殖牛、親を増頭させるのかというようなこともあります。それから、当然、以前に比べまして100%再開はしておりませんから、全てが全て、再開していない農家の牛舎がそのまま、全てが全て残っているとは思いませんけども、場合によっちゃ人の手にわたったところもあるでしょうが。

仮に、そのうちの中でも、残った牛舎の中でも利用できる牛舎があるんだっただそこを利用して対策を取っていくといいますか、飼養頭数をふやしていくという方法もあろうかと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○農林水産課長(押川 義光君) 川上議員の御質問に再度お答えいたします。

繁殖の特徴としまして、やはり自宅のすぐ横に牛舎があって、その牛舎自体も相当長い年月使ってきたという経過がございます。そういうことから考えまして、やはり他の方が小さい牛舎を借りてそこで飼育するというのは、子牛の分娩というところに非常に事故が伴いますので、なかなか不可能であるというふうには判断しております。

そういうことから、先ほどありました56%の農家さんが、今後1頭でも拡大をしていくという方向しかないのではないかと。そのときにどういうことができるのかというのを、今模索しているところではございます。物理的に、やはり繁殖牛農家は、自分の近くに母牛を飼って、そこで分娩事故を防ぐということでやっていきたいと考えておりますので、あとで肥育牛対策につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、来週、やはり関係者が集まって協議をしなければならないというふうには考えておりますし、肥育価格が現在のところ、川南町の平均価格でいきますと、5月と7月の差が6,000円、7月と9月の差が4万円、9月と11月の競りの差が2万5,000円とどんどん上がってきている事実も確かにつかんでお

ります。

その中で中途半端に補助という形ができるのか、そこあたりも含めてやはり検討が必要と。これは隣の都農町も含めて一緒に検討する予定にしておりますので、この状況を踏まえて何が一番いいのかというのを今考えているところでございます。ちなみに、第1次復興計画の中で、肥育牛に特化したしました補助金でございますが、これが3,000万円程度というところで把握しておるところでございます。

以上です。

**○議員(川上 昇君)** 空き牛舎の話でお答えいただいたんですが、現実にはすぐわないだろうというようなことでした。

防疫の面から考えると、確かにそういう面もあるのかというふうに思うんですけども、ひところは過密な畜産経営があったということもありまして、意外と自宅よりか近いところに何軒か牛舎が集まっている、そういった地域もあるのかというようなこともありまして、あえて質問したんですが。

そのことがないということになってくると、それはありえないということであれば、また違う方法、つまりは先ほどありましたように増頭していくということになるかと思うんですが。

1次復興計画、それから第2次復興計画の話がありました。その中で復興支援、先ほど私が言いました11月27日、都農町役場での両町議会の協議会の資料なんですけど、復興支援に関する施策についてということで、川南町は12個ほど、再開にかかる家畜導入の支援ですとか、優良雌子牛、豚導入による産地づくり支援ですとか12個ほど項目が掲げているんですが、これをそっくりそのまま、大方そっくりそのまま、この第2次復興支援計画に持ってこられるんでしょうか。いかがでしょうか。

**○農林水産課長(押川 義光君)** 川上議員の御質問に再度お答えいたします。

12項目、第1次復興計画で行いましたけれども、今回、事前に畜産農家の代表の方をお集まりいただきまして、柱だけをまず決めたところでございます。

一番柱は、やはり先ほどからありますとおり、繁殖においては母牛の増頭。現在1,800頭程度おりますが、最終的には、やはり産地化をするためには2,500頭程度の母牛が必要であると。それをどうやって3年間で手段として今度はやっていくかというのは、今後の方法論を行いたい。

まず、先ほど言いますとおり、繁殖においては母牛の増頭、肥育においては前回並みの頭数にまず戻って回転をするということ。それから、酪農につきましては、そろそろ更新ということがございますので、優良母牛をどうやって残していくかという対策。それから、豚全てにおいて共通なんですけど、特定疾病を入れないという対策、この柱を決めて、今後3年間で手段を考えるという段階であります。

以上であります。

○議員(川上 昇君) そうなってきますと、当然自己資金でやって行こうかという畜産農家につきましては、そうはいないかというふうに思います。

そうなってきますと、町をはじめ、県、最終的には国ということになるかと思うんですが、早い話がお金の支援がないと、なかなか規模拡大といいますか、そういった事業が図れないということになるかと思うんですが。

この子牛価格が逆であれば、かつて昔からあったんですか、肉用子牛生産者補給金制度ですとか、あるいは肉用牛の繁殖経営支援事業とかいうようなことが乗っかってくるのかというふうに思うんですが。

今の時点で、県——もちろん町も含めてですが、県あるいは国のほうでこういった状況が、先ほど言われたように先月が高かったわけじゃないんです。こういった流れであることは、全国的な流れでありまして。国のほうも何かしら手を打つか、あるいは新しい事業を計画されているか、情報があると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○農林水産課長(押川 義光君) 川上議員の御質問に再度お答えいたします。

国の肥育牛対策、繁殖牛対策、そういうのが具体的に現段階では示されておられません。

ただ、先ほどからあります、いわゆるマルキンという制度でございます。これは価格が低下したときの話ですが、これは現在も続いておりますし、両方の平均が高い場合は肥育に対しては当然交付金は出ませんし、ただ、現在10月までの段階では交雑種とF1、ホルスの肥育、これについては交付金が若干出ております。

ただ、今後肥育牛に対してどういう支援ができるのかというのが一番課題でありまして、この分が具体的に国、県からは降りてきてない状況ではあります。どこまで上がるのかというのが未知数であるという見方と、我々としても繁殖牛の元牛が、やはり少ないという状況がこれから1年、2年まではあるのかと見通しておりますので、現段階ではそういう状況であります。

○議員(川上 昇君) 私も確たる場所へ出て行きまして調べたわけじゃなくて、実はインターネットで調べてみたんですが、国のほうもこういった状況は当然把握してまして、先ほど言われたようなマルキン事業補完対策というのはあるんですが、肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業——新規で、マルキンのようですけども、新規でやるんだということが一つ、それから肉用牛生産性向上緊急対策事業——これも新規、という事業は準備しているようです。これはあくまでも肉用牛の肥育関係ですけども。

じゃ、繁殖についてはどうかということになりますと、繁殖につきましても、肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業という事業名で、その事業の目的として。肉用牛の生産基盤は、小規模・高齢者層等の離脱により、その脆弱化が危惧されるとともに、改良基盤の縮小が大きな問題となっている。現にそうですよね。このため、繁殖雌牛の導入をはじめとする肉用繁殖雌牛の増頭に資する対策を中心に、新規参入、改良増殖対策、地域の特色ある肉用牛振興対策を実施し、肉用牛生産基盤の強化を図るといった事業が、実は準備されているようなので

すが、それについてはいかがでしょうか。

○農林水産課長(押川 義光君) 川上議員の御質問に再度お答えしたいと思います。

準備されているという段階でありまして、具体的に、ではそれに対する農家がどういう条件があってどういうことになるのかというところが、今後やはり下りてくるのかというふう

に思っております。よく事業が国からありますけれども、例えばですけれども、口蹄疫復興後に牛舎の増築というものの支援がありますということで、ボンと打ち出した部分もございました。ところが、結果的にそれが一個の農家では取り組めないというハードルが出てきたり、後づけでそういう要綱なりでなかなか厳しいと。一度、農協が取得してとか、そういうようなものが出てくるというのがほとんどございまして、それがストレートに、個々の農家に直行かどうかというのはやはり見極めた上で、川南町としてそれをどうやって対策に乗せるような手段ができるのか、そこを考えていかざるを得ないという状況であります。

ですから、現在は具体的な要綱なりを待っている状況でございます。

○議員(川上 昇君) 非常に無難な答弁だというふうに思うんですが、そういうこと言ってちゃ、前に踏み出せないです。そういった事業があるというふうに聞く前に、こういった状況になってる。

少なくとも私の通告書は何日か前には皆さん方の手元に回っているはずなんですけど、どういった事業があるのか、それがなけりゃ町で何かしなきゃいかんというような発想がまずほしいというふうに思うところです。

金がないから何もできないという部分も当然あるんですが、じゃ、国がそれなりの事業を何かやっているんじゃないかという、調べていただくと。そして条件はどうなのかと、どういった条件が必要かと。それがやっぱりこういった行政機関、少なくとも役場の担当課の仕事かと私は思うんですけれども。

かつては現場によく来られてた気がします。担当課の職員さんが。最近では、ほぼ何か特別な用事がない限りはまず見ないです。そら、人数の関係もあるのかもしれませんが。現場のとの情報交換ですとか現況把握、この辺非常に大事じゃないかというふうに思います。

その辺も含めまして、少なくともこの件に関しましては、農林水産省あるいは農政局、こちらとやっぱり情報を密に取っていかうというような気持ちでぜひ臨んでいただきたいと。これがどうしても無理だということであれば、町で何か考えようじゃないかというようなことも、これは畜産に限らずなんですけども、そういったことで取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、ブランド化について伺いたいというふうに思います。

先ほど米山議員も質問されていたんですが、町長からも答弁もあったんですが。私がこのブランド化では2回ほど聞くということになるわけなんですけども、行政主導で推進しないのかというふうに伺いました。これは先ほど冒頭で、町長が「行政がやることに気づき、仕掛け

る、きっかけをつくる、考えを誘導する。考え方、理論、これからの構想については、当然我々が積極的にやるべきだと感じている」というふうにも答弁されていますので、非常に心強い言葉だということもありまして、また改めて伺ったんですが。

なぜ、このブランド化ということと言いますと、町長も申されてたんですけども、商品一つだけの話をしているわけじゃなくて、地域ブランドという言葉もあるみたいなんですが、地域ブランド化に期待される効果としては、成功すれば地域の農林水産業などの収益性の向上、あるいは地域経済の活性化、食の多様化、食文化の発展につながるというようなことになろうかと思えます。

ただ、行政が主導するかどうかというのは微妙なところかもしれませんが、しかし、全くないわけじゃないです。行政も支援してるところも当然あります。支援と主導は違うと言われればそれまでなんですが、捕らえ方によっては、当然、主導イコール支援という部分もあるかと思えますので、あえてそういうふうに言わせてもらいます。

そういうことがありますので、積極的な効果が大いに期待できると、日本一を目指す川南にとっては期待できるということがあったものですから、質問を申し上げたところですが、町長からは協働がいいと、住民との協働がいいということなんですが、この部分については、行政主導というのは、町長としてはその辺の考えとしては変わらないですか。いかがでしょう。

○議長(竹本 修君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

○町長(日高 昭彦君) 休憩前に川上議員の質問をいただきまして、非常に高ぶった気持ちでいたんですが、休憩に入って少し冷静に答えたいと思います。

ブランド化という問題、本当にいろんな角度から言えるかと思っておりますが、行政指導なのか、支援なのか、そういう言葉で濁すつもりがございませんので、やはり我々が行政としてやるべきことは、当然あるし、それが我々の仕事だと思っております。

例えば、和牛オリンピックにおいて、2回連続日本一になった宮崎県であります。ということで、10年間日本一の称号をいただいているわけですから、日本一という言葉に、牛肉だけでなくほかの商品、畜産物含めて工業製品、いろんな形で商品、ビジネスというのは存在できると思っております。

我々の仕事は、そういう環境をつくってあげる、なぜ、協働という言葉にこだわるかというと、私としてはキーワードは、それぞれの人々、それぞれの立場の方が、独立、自立する気持ちが絶対的に必要だと感じているので、我々は行政サイドとして絶対的な支援、できる



ことを確実にやりたいという姿勢であります。

○議員(川上 昇君) お断りします。まず、冒頭で一括の質問の部分で教育長にもお答えをということで言うておりましたが、済いません、途中で休憩も入ったし、私が先に質問をしてしまって、高ぶった気持ちも打ち冷めてしまったかもしれませんけども、後ほどいただきたいなというふうに思います。後で、その部分にいきますんで、その際にまた改めてお伺いいたします。

今、町長からの答弁のことなんですけど、あくまでも支援といいますか、指導、支援に徹するか、徹しないかという部分もあろうかと思うんですが、仮に行政については、行政機関としてはそういうことはできないよと、できないよといいますか、それはちょっとやらないよというようなことであれば、それはまた違う支援というのが必要であらうかと思うんですけども、具体的には、どのような支援をお考えなのかお伺いします。

○町長(日高 昭彦君) 具体的に現在私やってるかという、明確に答えられないかもしれませんが、いろんな販売活動促進、販促という言葉がございますが、そういったときに当然我々も参加する、一緒に現場の声を聞く、また、先ほど議員が言われました現場の大切さ、現場の温度っていうか、ぬくもり、そういうようなものは当然我々も感じるべきだと思っております。

それは、農協を含めたいろんな団体との、これから協議たくさんあるかと思いますが、一番大事なことは、一番最先端で働いている方々が何を望んでいるのか、どのような製品ができるのか、そしてどう売するのかというのを、常に感じながらこれからもやっていきたいと思っております。

○議員(川上 昇君) 先ほども申し上げましたけれども、日本一を目指す川南町ですから、それがゆえんである質問、ということをもまず御理解いただきたいなというふうに思います。

地域そのもののブランドと、地域の特徴を生かした商品のブランドを同時に高めることによって、地域活性化を実現していただきたいなと、それが行政機関の大事な仕事の一つじゃないかというふうにも思います。

地域を活性化するために、地域の魅力を高める、地域ブランドによって住民の地域愛着が高まって、地域経済が活性化する、つまりそれで地域ブランド化を進めるということで御理解いただければいいかなというふうに思うところです。

ちなみに、側面的な支援ということであれば、物の本によりますと、行政機関としては、情報や資源の提供、活動のサポート、もちろんきっかけづくりというのも、立ち上げの時期、当初だけじゃなくて、ずっと継続して一緒に取り組んで参加していただくと、それが、1つのフォローなり支援になるんじゃないかというふうに思います。ぜひ、今後に生かしていただきたいなというふうに思うところです。

これと関連するんですが、これも先ほど米山議員からも質問が出ておりましたけれども、

トップセールスです。もう、懐かしい名前になってきますが、かつての東国原知事がトップセールスをされました。これが非常に国内では有名かなというふうに思うところですが、知事となるとまた市長、村長と違った立場でのトップセールスということで、それなりの効果なり、説得力があるかとは思いますが、そうとばかりも言っておれないというふうに思います。

ましてや、1年3カ月前の質問のときに、気持ちだけは十分そのつもりでいるよと、トップセールスに関しましてね。もともと、そういう仕事をしていきたいと思ってるということで、日高町長は答えになってるんです。ですから具体的に、どっか、例えばJAなり商工会なり、何らかの団体がどこかでいろんなイベントなんかで販売される折もあるでしょうし、それと別個に特別に企画されて、町長みずから、のぼりなり何かを持って、はっぴか何かを着てセールスするという方法もあろうしで、いろいろ方法はあろうと思うんですが、その辺の検討、この1年3カ月でされかたどうが、そこをちょっとお聞かせください。

○町長(日高 昭彦君) ブランド化を含めた中で、販売ということが非常に大事である、非常に重要であるというのは、議員が御指摘のとおりだと思っております。販売、やってきたのかということに関しましては、やったという実績はないかもしれませんが、私が思うトップセールスには、まだ別な角度もあると思っております。

それは、町長としてものを進める、事業を進めるときに、今やってることは、いろんな障害があったときに直接国の担当まで行く、国の大臣まで行く、国に相談する、県に相談する、了承を得る、そういうことは1年前から比べると各段に私としては進歩してきていると思っております。それが、目に見える形にいつ出るかというのは、事業が本当にスタートしたときに出てくると思いますが、その前の準備ではいろんなところで現在行かせていただいておりますので、発表できないものも含めて準備はしているつもりであります。

○議員(川上 昇君) 非常に、お答えづらい答弁じゃなかったかと思うんですが、町長の本来の仕事というのも当然あります。私がここでトップセールスと、先ほどの米山議員も言われておりましたけれども、ここで我々が言うトップセールスというのは、一肌脱いでみてくださいよと、その1つのハードルっていいですか、何か垣根をちょっと飛び越えてみたらいかがですかというようなつもりで申し上げてるんですけれども。そこがちょっと気持ちがいま一つ通じないんですかね。

何回も私も言いますが、日本一を目指す川南町ということであれば、当然その町長は日本一と、日本一の町長ということになるかと思うんですが、まあ、何でもいいんですが、ここでいう物の販売にこだわる必要はないかとは思いますが、ただ、だけど、さまざまな特産物、農畜産、水産、いろいろあります。こういったのも1つ利用して、そしてさっきの話じゃないんですけど、地域ブランド化というのが成功すれば、経済の活性化、これはもう十分いくわけであって、おのずと日本一というような評価も得てくるんじゃないかと思えます。

本来の町長の仕事というのを、当然そりゃ幾つもあるでしょう、数え切れないほどあろうかと思います。そこを、ひとつ乗り越えてみてくださいというようなことですから、ぜひ頭に入れとっていただきたいなというふうに思うんですが。調べてみるとなかなか首長さんっていう表現がいいかどうかわかりませんが、誰でも彼でもやってるわけじゃないです。大変なことかもしれません。ましてや、その町長御自身じゃなくて、例えば、職員さんが出ていくという方法だってあろうかと思います。その辺の連携を身近な話をすれば商工会ですとか、JAだとか、漁協ですとか、いろいろ団体があります。その辺で、今後取り組んでいただきたいなというふうに思うんですが、その件いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) その件に関しましては、当然重要なことであると感じておりますし、現に、農協、漁協、商工会、常にそういうトップでの話し合い、提案なりはさせていただいているところでございます。

○議員(川上 昇君) 取り組むにはなかなか難しいところもあるでしょうけど、まして多忙の中だと思いますので、大変かとは思いますが、ひとつよろしく……。

○議長(竹本 修君) 川上議員、氏名を。

○議員(川上 昇君) 失礼しました。

忙しい中、大変かとは思いますが、やっぱり御自身じゃなくて組織で判断されたりするのも大事なかなというふうに思います。常々、担当課なり、関係部署と協議しながらやっていくという方法で取り組んでいただきたいなということを申し上げて次にいきたいと思うんですが。

先ほどちょっと触れましたけども、合宿等の受け入れに伴う宿泊施設、食事等行政としてどう対処するかという質問をしまして、町長からお答えいただいたんですが、濟いません、私の勝手に質問に先にいってしまいました。教育長からまだいただいておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○教育長(木村 誠君) 先ほどの質問についてですけれども、川南町でスポーツ施設を利用された方に、川南町観光協会弁当部会で提供する食事に関しまして、川南町トロン弁当、大変な好評を得ているようであります。

それから、今年度は夏に、川南町のスポーツ合宿補助金によりまして、高校生、それから大学生を中心としまして利用がっております。今年度は159人、延べ459泊の利用をいただいております。

高速道路の整備によりまして、利便性のある川南町へのキャンプ合宿はこれからますます盛んになると思われまます。スポーツ施設、宿泊施設の内容を充実させることで、魅力あるキャンプ施設となるよう、宿泊施設と連携をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員(川上 昇君) 当然施設の利用は、当然なんですけど、その宿泊に関しまして冒頭で町長の答弁の中で、韓国のプロ野球のチームですか、本来だったらいい球場もあるし、で

できればキャンプをしたいというようなことだったようですが、結局はその宿泊施設の関係でできなかったというようなことです。

プロというチームになってきますと、ある程度、金銭的にも余裕っていいですか、お金も持ってるでしょうから、何も町内だけじゃなくて、近隣の、場合によっちゃあ宮崎市はちょっと遠いかな。近隣の市町村で宿の手配はできるかなというふうには思うんですが、それでも断られたといういきさつがある。

まして、学生、例えば高校生、大学生、中学生はないのかな、シーズンによっては、キャンプということを当然考えると思うんですけども、こちらのほうはどっちかというとお金を切り詰めた経費で行かなきゃいけないということになると、何もホテルとか旅館ばかりじゃなくて、いわゆる寄宿みたいなスタイルでやりたいというほうが、逆に好まれるのかなというふうに思うんですが、いろんなことが考えられると思います。その町内で、賄おうと、宿と食事を賄おうと検討されたことはあるんでしょうか。いかがでしょう。

**○町長(日高 昭彦君)** ただいまの質問でございますが、検討はもう既に始めております。キャンプについて今指摘があった、プロという、例えば綾町においては、非常に多くのキャンプが来ております。しかし、プロの選手を目指す、プロの合宿を誘致するには、やっぱり施設の整備、芝の管理でも、1,000万以上のお金を費やしているようでございますので、本町が目指しておるのは、やはり大学生以下、高校生、中学生を含めた合宿的な要素を持ったキャンプを考えております。

現に、宿泊施設についても、内々ではありますけど検討を始めております。じゃあ料理の提供はどうするのかということですが、町内の飲食業の方々に交代で提供していただくと、それから、掃除等は自分たちでもらうと、川南でできる範囲のキャンプ誘致を今構築しているところでございます。検討しております。

**○議員(川上 昇君)** 今、町長が言われたように、高校生、大学生あたりのキャンプと、キャンプばかりじゃないんですけど、年間通して何かがあればいいんでしょうか、どうしてもやっぱりシーズンになってくるとキャンプということになってくるかなと思います。ですから、私もこういった質問をするんですが、今、町長言われたように、宿泊施設と食事は別個に考えてもいいかなというふうに思います。何もホテル、旅館みたいに宿泊して、その場で食事が出てくるというようなことばかりが宿泊施設ということじゃないというふうには思います。

であれば、例えば町内の、普段あんまり使っていない、例えば畳の部屋ですとか、畳じゃなくてもいいのかな、そういった川南町が持っている施設でも、合宿所みたいに期間限定で使えなくはないかなというふうに思います、宿泊に関しては。

食事に関しては、今言われたようにどこかそれなりの業者に委託するか、ということだってあるかと思うんですが、かつて私が、私の個人的な話はどうでもいいよということかもしれませんけど、かつて学生時代にアメリカンフットボールやってたんですけども、そのの

シーズンオフ、冬場のキャンプで、キャンパス内の合宿所がありまして、そこで雑魚寝をしました、40人ぐらいです。寝泊まりはそこです。

食事はどうしたかという、近くのお寺がありました、そちらで食事をとっていました。朝、昼、晩、だからそういったスタイルも経験しておりますので、何もセットじゃなくていいのかなという発想があるんですけどもね。

そういったことで考えていくと、こういったキャンプの誘致なんかは意外としやすくなってくるんじゃないかというふうには思うんですが、その辺も含めて、例えば話はぼんと飛ぶんですけども、農家民泊ですとか、何かそういったことも1つの手かもしれませんけども、その辺の検討もされたらいかがかなというふうに思うところです。

それから、きょうの宮日新聞に載ってました、冒頭で町長も話されておりましたけれども、2020年ですか、7年後の東京オリンピックを見据えて、県のほうがさまざまな取り組みを始めるよという新聞で協議会をつくったというようなことが確か記事であったと思うんですが、そういったのも参考にしながら、ぜひ今後も、川南町のそのうちの1カ所だよというように、ただ施設がどうかという問題点はあるかもしれませんが、その辺も一つ頭に入れていただいて、取り組んでいただくといいかなというふうに思うところです。

さまざま検討しているということですが、町内の例えば学校ですとか、公民館、身近などで言えば改善センター、その公民館ですとか、別館とかあるわけですが、この辺を宿泊に使う、そして食事はそれなりの業者に委託すると、こういったのは何ら問題ないんですかね。

いかがでしょう。

**○生涯学習課長(橋本 正夫君)** 今の、川上議員の質問にお答えいたします。

農村センター別館、そういったところの宿泊はいいのかということなんですけれども、現在の条例の中で言いますと、原則としては宿泊場所ではありませんので、許可はいたしておりませんが、農村センターの場合、災害の場合とか、宿泊はしていただいているところなんですけれども、実際、合宿所として宿泊となれば、いわゆる消防法とか、保健法とか、そういったところもクリアしなければならないところがありますので、現段階では、宿泊所としては、考えてはおりません。

以上です。

**○議員(川上 昇君)** そうすると非常に苦しい問題になってくるんですが、先ほど検討されてというようなことですが、どういった検討をされてるのか、よかったらお教えいただけませんか。

**○町長(日高 昭彦君)** 詳細については、プライベートの個人情報が入ってきますので、差し控えますが、現在検討してるのは既存の施設を改良して使うということでございます。それについての事業もございますので、下準備はしております。

繰り返しになりますが、オリンピックだけを狙ってるわけじゃなく、そういうことに関し

て、いろんな各方面によい影響が出ていると私は思っておりますので、スポーツ以外のときは、また福祉で使う、トータルとして年間使える方向を今進めております。

○議員(川上 昇君) 私の話がおかしかったんですが、私も当然そのように思っております。何もキャンプのために施設をつくったなんて誰も思っていないです。もし、必要であれば我々も多いに利用していただきたいなというふうに思うところですが、いずれにしても、もともと町民のためですとか、ああいうことでつくられた施設ですから、大いに使っていただきたいなと、年間通して何もスポーツだけに限らず、いろんなイベントでも使うのはそりゃ当然結構でしょうから、その辺は当然含めてPRしていただいて営業していただきたいなというふうに思うんですが、このキャンプ合宿等の誘致、あるいは宿の手配といいますが、その辺の検討は、今でいう生涯学習課の中にあると思うんですけども、これ総合政策課ですか。それと、これの営業に携わる職員さんがいらっしゃるのか伺います。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 川上議員の質問にお答えします。

今のキャンプ合宿の誘致そのものにつきましては、生涯学習課と、総合政策課と、連携しながら、そして観光協会も含めまして一緒にどういったチームが来ていただけるのか、どういった体制で来られるのか、そういったことも含めながら連携して行っているところでございます。

以上です。

○議員(川上 昇君) そうすると、先ほどちょっと質問したんですが、専門でこういった事柄に携わるといいますか、いわゆる一般的に営業をやっていくという担当の方はいらっしゃるんですか。

○総合政策課長(永友 尚登君) 川上議員の先ほどからの一般質問の件なんですが、総合政策課のほうで御案内のとおり、ファンド事業と、それからまちづくり交付金の関係がありまして、施設について整備したところなんです。そういったところから、ただ、施設をつくただけでは、そのまま生涯学習課のほうといいますか、教育委員会のほうで、後の管理運営を行っていただいているわけなんです。先ほど課長が答弁したように、今後の構想の中で、総合政策課のほうで、企画制作といいますか、そういった構想の中で、先ほど来町長の答弁がありましたような構想をちょっと1考察として、考えさせていただいております。

これは当然、国なり、県の事業なりの、当然承認がいただけないと進められないわけなんです。そういった中で、進めさせていただきますので、今後の営業関係といいますか、そのPR関係については、当然管理運営を行っておる教育委員会のほうになると思っております。

以上です。

○議員(川上 昇君) いずれにしても、一部署の責任というわけじゃないんでしょうが、せっかく整備された施設ですので、ましてや東運動公園のほうには合宿所もあるわけですか

ら、これを存分にシーズンは限られるとはいうものの、存分に活用できるように、ひとつよろしくお願ひしたいなど、あわせてトップセールス、それから、地域ブランド、この辺も含めて、川南町いかにして売り込んでいくかというようなことになろうかと思ひます。せつかく、日本一を目指す川南町ということで、わかりやすい目標が掲げられてあるわけですから、これに向かつて町長のリーダーシップを初めとして、皆さん方のさまざまな情報発信、情報収集、この辺をお願ひしたいなということを期待申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(竹本 修君) 次に、濱本義則君に発言を許します。

○議員(濱本 義則君) 川南町地域づくり組織の運用、活用について質問をいたします。今回の改革を肯定した上での質問であることを御理解いただいた上で、忌憚のない答弁を期待をいたしております。

末端行政組織を再編しようということから、今回の大幅に姿を変えた自治組織が提案されたと認識いたしております。今回のような大幅な改革を実施する場合は、住民とのコミュニケーションを大事にしながら実施するべきであると思われませんが、今回の場合はどちらかというトップダウン的色彩が強いように感じております。

そんな中、平成26年4月より実施しようと予定されておる、自治組織の住民説明会が10月から11月に7回にわたって実施されております。今回行われた説明会の雰囲気、町長はどのように肌で感じたか。数字的なものは結構でございますので率直な御感想をお伺ひしたいと思います。ある自治体においては、こういう話が持ち上がって実施するまでに5年間の時間を要した例もございます。

今回行われた説明会に私も出席させていただきました。その中で、参加者から、目的がよくわからないという質問が少なからずあったと思っております。それに対して執行部が答えになりましたが、総括的かつ抽象的であり、玉虫色の答えの感じを受けました。最終の目的は何なのか、また、今回の組織が機能すれば川南町がどう変わるのか具体的にお答えいただきたいと思ひます。

次に、今回の提案が平成26年4月に施行されると仮定して質問をいたします。と申しますのも、今回の改革が下手をすると何も変わらない、いや以前より悪くなるという危険をはらんでいるような気がしてなりません。今時点の事を考えますと、生まれたばかりの子供のようなものです。一つ運用、活用を間違うと、その影響は大きなものになることは町長も十分承知していらっしゃると思ひます。

先進地においても、期待する姿になるのに五年、いや十年要した例はざらだと聞いております。今回の行政改革は著についたばかりであり、今後何年かの指導の仕方その姿は大きく変わると思われます。町長の期待する機能を発揮するのに、何年ぐらいと考えていらっしゃるのか。また、その過程において配慮すべき点は何だと思ひていらっしゃるのかお尋ねいたします。

主に施行された後の運用について質問をいたしますので、細部につきましては、質問席から質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問にお答えいたします。

地域づくりについて説明会等を含めての御質問をいただきまして、ありがとうございます。

まず、全体の雰囲気はどう感じたのかという御質問でございますが、結論から先に申し上げますと、私としては、非常に前向きな御理解をいただいたと感じております。といいますのも、失礼な話かもしれませんが、非常に不安の中で当然スタートしております。しかし、悩みに悩んでこれしかない、ほかにはないと、代替はこれしかないというつもりで臨みました。それは、当然時間がかかる、これからどこまでも話し合いを進めていくという覚悟で臨んでいただいたつもりでございます。

数字的にいらないと言われましたけど、アンケートの中で必要ないと言われた方が、確かに5%いらっしゃいました。42%の方は必要あると、残りの方が46%ですが、わからないと、私はそれが正直な意見だと思っております。ただし、わからない方の半分は、前向きなわからないでありました。公民館長の仕事は大丈夫なのかとか、そういうこれからの御提案をしていただく中の不安、わからないってということがありまして、結論から言うと、3分の2の方が、もうやるしかないんじゃないのというふうにアンケートの結果ですが、そういうふうに私は理解をしております。

それから、最終的な目標は何なのかということでございますが、究極の目標というのは、言葉で言うと、住民の福祉の増進、それは地域に暮らす人々の幸せであり、地域の豊さを向上させることということになります。じゃあ具体的にどうするのかと、そのために、まず何が必要なのかということですが、まずは、町でいう長期計画、これと連動した地域の振興計画、総合計画、これができるような形まですべきであるし、それを望みたいと思っております。

それについては、やはり、ある意味住民の方々、我々は当然やりますが、自立という、みずから自分たちの地区を創造するということまでいっていただきたいと。そして、最終的に何を目指すかということ、それは、今、自治体の6分の1ぐらいでつくられております、自治基本条例、まちづくり基本条例、いろんな形がありますが、そういうところまでいきたいと考えております。まず、その第一段階であります。

じゃあなぜ、先に自治条例をつくらなかったかという問いもあるかもしれませんが、基本的にそれをつくることを目的としなくなかったからであります。まず、危機感を持っていたいて、今、うちの町に何が足りないのか、どこをどうすればいいのか、そういうことをこれから積み上げていきたいと思っております。究極的には、そういう自治基本条例、そこまでいきたいと私としては考えております。

それに至る経緯でございますが、目的の達成のためにどう考えるかということございま



す。何年かかるのか、それから、何に配慮するのかということでしたが、何年という言葉が非常に難しいですが、毎年毎年が課題を見つけて進んでいくべきだと思っております。最終的にそれが、3年なのか、5年なのか、10年なのか、かなりの年数はかかるかと思いますが、私としては毎年、毎年であると感じております。

そして、それに一番大事ことは何なのかと、それは、まず、当然最初は職員が、自分たちのまちづくりに、我々はまちづくりのプロだという自覚と責任を持つべきだと思っております。大変苦しいことでありますが、職員にとっても非常に負担が来ると思います。しかし、これからまちづくり推進委員として職員全てを位置づけたいと考えております。そして、最終的には、町民の皆様と一緒に作り上げていく、自立していく、そういう形を目指しております。

以上です。

**○議員(濱本 義則君)** 今後、国の体制も相当変わってくるというのが予想され、特に、分権という形で相当な波が来るだろうというような予想されます。その中において、こういう形を英断されたのは非常に度胸が、かなり清水の舞台から飛びおりる気持ちじゃなかったかなというふうに思っているわけでございます。

冒頭に申し上げましたように、このことが実行できるかどうかというのは、役場の職員だけでなく、町民全体がその気持ちにならなければならないということなんです。その町民全体がそういう気持ちを向けるには、どういうふうなことを考えてらっしゃるのかということ、いろいろ聞いたかったわけでございます。

それじゃあ、順を追って質問をさせていただきますけども、まず、この組織が前回提示をされました。その中で私は自治公民館長が1人選出され、そのプラス運営委員会がその中でおると、その運営委員がおると。その運営委員と自治公民館長は、今の分館長から互選というような形になるんじゃないかなというようなことをお聞きしてるんですけど、そういう解釈でよろしいんですか。

**○町長(日高 昭彦君)** 結果とすれば、互選になる可能性は高いと思いますが、それとは別に、その人たちで話し合っていて誰かいますかと、そういう投げかけが一番大事だと思っております。

**○議員(濱本 義則君)** これ非常に今の分館長の方がお聞きになったら、気を悪くなさるかもわかりませんが、今の分館長で互選してその方の役員でやろうよといった場合、正直申しまして議員の皆さんもわかりませんが、それから、役場の職員の方も、これをこうしたらいいというのがまず五里霧中の状態だろうと思っております。

その中において、やるということになった場合に、お互いの今の分館の流れの中で、その中からの事業という形になるおそれがあるわけです。その辺は、絶対阻止しなければ、恐らく今の分館活動、あるいは、この活動よりもちよっと毛が生えたぐらいのものしかできないんじゃないかと、下手をすれば今の前提であります、今度の場合は振興班に絶対手はつけない

いということでございますけど、もう振興班も離れていくというような形に最初に申し上げました、今よりか悪くなる状態が起こってくる可能性もあるんじゃないかという気がいたしております。

ぜひ、この出発点が一番大事だと思っておりますので、その辺のことは、重々、徹底的に研究していただきたいと思っております。

そこで、お伺いいたします。今度の、これ自治区と呼んでよろしいんですか。まあ、自治区と呼ばしていただきます、自治区。ここで言えば、中央区等がありましたけど、その自治区、お互いに自治区と呼ばせていただきますけども、その自治区のこういったものは、新しく発足するという意味で、例えば新しく発足する場合は、設立総会なるものが必ずあるはずなんです。設立総会があり、そこで定款が承認され、そういう形を、手順があるわけなんですけど、それだけのインパクトを今与えようとしているかどうか、ちょっとお聞きしたい。

**○総合政策課長(永友 尚登君)** ただいまの濱本議員の御質問ですが、ここでちょっと参考資料として、区長会の後に、そういった協議会の場を設けております。その写真をちょっと議長のほうでお許しいただければお配りしたいと思うんですが。

**○議長(竹本 修君)** 皆さんにお諮りしたいと思います。先ほど、総合政策課長から写真の資料提示を求められておりますが、いかが取り計らいましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(竹本 修君)** 異議なしということございまして、そういうことで決定させていただきますと思います。

じゃあ、写真の配付をいたします。

**○総合政策課長(永友 尚登君)** ただいま、お手元にお配りしました写真につきましては、定例区長分館長会の後に、今現在23、区長、分館長さんがいらっしゃいますが、終了後にこういった形で、校区で集まっております。これは、なぜかといいますと、自治公民館を基本とした、平成26年度からの移行に向けての事業計画、それから、事業に関わる予算について、ずっと10月から審議していただいております。検討していただいております。

こういった中で、来年度に向けての準備を進めさせていただいておりますが、これ以前にも今年度2月ぐらいから、具体的な動きも当然必要だと思っております。ですから、先ほどちょっと濱本議員のほうから質問がありましたように、決してトップダウン的な流れの中での進行ではなかったと思っております。

といいますのも、この定例区長分館長会を通じて、本年度5月から、この地域づくりプランの説明、それから地元に戻していただいて運営委員会の中での御検討とかいただいておりますし、ずっと昨年からそういった協議もさせていただいておりますが、そういった中で住民の代表といいますか、議会の中でもいろんな2回にわたる勉強会の説明で意見交換もさせていただいておりますし、定例区長分館長会の中では、相当な議論のやりとりもさせていただいております。そういった中で、ようやく固まっておりますので、決して上から目線じゃ

なくて、逆に言いますと川南づくりをどうするのかということこそ、上から目線であって、これは今後、住民が一緒になって団体自治と合わせて住民自治を考える上で進めていかないといけないわけで、ですから、元に戻りますと、26年4月に向けてのこういった準備を、定例区長分館長会の中で進めていただいております。

以上です。

○議員(濱本 義則君) それで、100%そういう形で進めば、少しは救われるわけですが、これは、私が第4区でございます。運営委員会は、私は振興班長のときだけしか参加しておりませんが、こういった問題がうちの振興班長から、こういった問題提起があったよということは町民の1人としては聞いてないと。だから、どこまでそれが町民に浸透してるのかなと、これが非常に重要な問題になるんじゃないかというつもりで、それをお聞きいたしました。

それは、後から質問します対振興班の問題もそうございまして、それはまた後ほど質問させていただきますけれども、そういう形で準備が進んで、予算も大体でき上がってるといふことではございますけれども、やっぱりそういった結局新しい組織ができるわけです。それで、やっぱりそういった設立総会なり、何かそういったものは考えてらっしゃるんですか。

○総合政策課長(永友 尚登君) 当然、タイミングとしては、来年の4月に発足してとございますが、現在の分館制度が3月までありますので、それぞれの分館において、総会等も開かれますでしょうから、3月末の時点ですね。その後、4月に発足したいと思っております。設立総会を6校区でそれぞれ行っていただくような手続になろうかと思っております。

以上です。

○議員(濱本 義則君) 設立総会を開く場合、どういう人の集め方をするかというのがこれ非常に重要なことになるんじゃないかと思っております。これは、いわゆる自治区なりの考え方で、もちろんいいでしょうけれども、それからもう1つは、もし定款なり、規約があるとすればその規約どおりでもいいと思います。と申しますのは何かといいますと、この総会に全く新しいものだという認識のもとに、総会にいわゆる今の振興班に入っていられないお方、この方に、ちょっとインパクトを与えるような文書か何かを出せば、これが個人の解消、あるいは、後々の区の運営にも多少はプラスになるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、その中にありまして、この対振興班の問題でございますけれども、振興班長そのものが、どれだけこの運営の中に首を突っ込むのかというのは、その区によって多少違うでしょうけれども、それぞれうちの近くの振興班の話聞いてみると、どうも、よそ事というような感じしか受け取れないわけです。今度新しく振興班長が変わります。振興班長っていうのは、こういうもんだよと――振興班長はこういうもんだっていうのは、ちょっとおかしいですけども――以前は、新旧班長会というのが一堂に会して開かれておりました。何年か前からそれは中止になっております。今の状態では、そのしない、必要ないかと思っておりますけれども、

今回は恐らくそういう意識づけをするためにも振興班長、恐らく先ほど申されましたように3月で振興班がなくなりますので、なくなるというか、振興班長の改選がありますので、新しい改選の方にそういった意識づけをする上にも必要ではないかと思っておりますけども、いかがでしょう。

**○総合政策課長(永友 尚登君)** まず、未加入世帯の呼びかけなんですけど、これは当然行っています。ただ、これは、一気に来年の4月に一気に180度こちらを向くとか、甘い考えはありません。当然これは時間をかけてやらないといけないし、もちろん時間がかかると思いますし、100%そうなるとは思っていません。ただ、これは地道に繰り返さなければならぬと考えております。

それから、振興班長への呼びかけも、当然、この4月に向けてそういった呼びかけ、運営委員会を通じた、そういった呼びかけ等も御理解いただくようなお話を今後進めさせていただきたいと思っております。

それから、最後の新旧振興班長会の問題ですが、これ町長のほうもぜひやりたいということで、平成16年度を最後に新旧振興班長会が開かれておりません。これは、当然平成26年度には、新旧振興班長会としてサンA文化ホールのほうで開催したいと思っておりますので、それに向けての段取りといいますか、それも進めさせていただいておるところであります。

以上です。

**○議長(竹本 修君)** しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

**○議長(竹本 修君)** 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

**○議員(濱本 義則君)** 先ほど、私どもがいただいております資料の中で、新しい自治公民館長の仕事の内容案ということで、るる書いてあるわけがございますけども、これ見ますと、非常に盛りだくさんのことなんですね。先ほどお話ししました、組織の運営の中核を担う人たちと一緒にやりになるんだらうと思っておりますけども、この仕事、この自治公民館長をやるっていうのは、ものすごく過重になるんじゃないかなという気がいたしております。もし、過重にならないとすると、先ほど申されました町長の目標達成ができないのではないかと、そういったジレンマが出てくるわけですけども。この、いわゆる運営するに当たりまして、まず1つは、任期的なものは考えてらっしゃるかどうかが1点。それからもう一つは、そのサポートとして町の職員をつけられるかどうかという考えがあるかどうかというのを、ちょっとお聞きしたいと思っております。

**○総合政策課長(永友 尚登君)** 濱本議員、最初に言われた、りん……、何て言われたんですかね。(「何ですか」と呼ぶ者あり) 1点目のりん……。あ、任期。(「任期、任期」と呼ぶ者あり) 済いません、申しわけないです、運営委員の任期ですか。

○議員(濱本 義則君) だから、全て、結局、冒頭に申しあげましたように、恐らく定款まではいかんでも、ある程度の規約はつくらないかんと思うんですよ。その中で、例えば自治公民館長の任期は何年にするよとか、それから運営委員の任期は何年にするよとか、そういうのを決めんことには話が進まんのではないかと。

○議長(竹本 修君) 濱本議員に申しあげますが、関連質問ということで、条例上、上がってるものにつきましては省いていただきたいと思います。

○議員(濱本 義則君) いや、任期のことをおっしゃったから、任期ですと。いいですよ、はい。

○総合政策課長(永友 尚登君) 2点目の、そしたら職員のサポートの件について申しあげたいと思います。

先ほど、町長が申しあげたように、職員についてはまちづくり推進員という形で、今現在も職員の担当制ということで、全職員24区に担当職員として張りついております。これが、平成17年4月から、そういう区長制度を施行したことにより、そういった担当制をしいておるんですが、実は、班長と副班長ぐらいが地区の運営委員に行くぐらいで、余り正直申しあげて機能してるとは申しあげにくいとこであります。

ただ、今回のまちづくりプラン、要するに6校区制になるにつきまして、やはり相当な時間と労力が必要だと思っております。ですから、先ほどからありますように、未加入世帯の問題だったりとか、分館から離脱しておる振興班の問題だったりとか、そういった面については一緒にサポートしながら、自治公民館長と一緒に地道に説得なり、そういった説明に伺わないとできないんじゃないかと考えております。

以上です。

○議員(濱本 義則君) これは、任期のことはまずいですか。ああ、そうですね。ちょっと、それちょっと理解できんとやけどね。

それでは、いずれにいたしましても、初めてのことでございますね。非常に御苦勞は多いかと思えますけども。最終的には、おのれの地区はおのれでつくるよと、治めるよということです。それができないものは行政にお願いしますよと、こういう姿かなというふうに思っております。ただ、その場合に問題になりますのが、じゃ、どの辺のことが自分たちでやらなきゃいけないのか、行政は何をどういうことでやるのかと、そういうすみ分けが大事だろうというふうに思えますけども、その辺はいかがでございますか。

○総合政策課長(永友 尚登君) 大変難しい問題だと考えております。私も、分館長会の中で、行政サービスについてどこまでやるかっていうのが1番難しいということを申しあげております。説明会の中でも申しあげたように、平成元年度の決算が15%の民生費なのに、今、昨年度の、24年度の決算においては2倍の、30%のそういった民生費の予算組んでおります。そういった状況の中、行政がどこまでできるかというのを考えるのは1番難しいと思えますが。

正直申し上げて、この地方自治法というのは、もともとそういった住民自治っていうのは、濱本議員がおっしゃられるように、自分たちのことは自分たちで解決するっていうのが原点であります。ですから、基本的な課題、問題については、その解決に向けてのやり方、解決法は持っていないと、正直言います、このまちづくり関係につきましては、町としては、やはりそのフレーム、枠組みづくりを基本としておりますので、あとの地域での活動なりという、その部分になりますと、もちろん上から目線ではこれは絶対できないわけでありまして、その地域の方が、自分たちのところは自分たちでやろうという、そういった考え方に基づかないと、これは地域づくりはできないと考えております。

ただ、インフラ整備だったりとか、いろんな環境の整備の、当然、自治体が負うべき仕事については、これはやっていかないといけないと思っておりますが、いわゆるソフト面での行政サービスどこまでやるかっていうのは、今後、お互いに考えながら、それこそ、今、協働という言葉が盛んに国が使っておりますが、協働という考え方に基いて地域の住民と行政が一体となって、そのためにも、この6校区制にしますと、各地域のいろんな要望なり苦情っていいですか、いろんな不都合な面についての地域の声が、その自治公民館長は嘱託職員であります。非常勤特別職員でありますので、そういった方を通じて、一つ一つきめ細かな行政が行き渡るようなシステムが構築されるんじゃないかなと思っております。そういうことで御理解いただければと思っております。

○議員(濱本 義則君) 今の課長の御答弁のように、最終的なものにもっていくためには、大変な苦労はあるし、時間的なものはかかると思います。ただ、問題として、そういったすみ分けを最初からぴしゃっとしとかんと、この組織自体が、いわゆるもう町におねだりする一方と、うちの地区はこうやからこうしてくれということに走り過ぎた場合、大変なことになるんじゃないかなというふうなことを考えたから、ちょっとお伺いをいたしました。

次に、最後になりますけども、いろんな形で非常に長いものになります、完成までに多分長時間かかると思いますが、その中において、いわゆるこの組織の運用をするための、町としての規約とか規則とか会則とかいろんなものが出て、つくらなきゃいけない場が出てくると思っています。今までは、こういったものは、恐らく町の執行部で、まあ言葉は悪いですけども、勝手につくって、それを実行していたと。我々議会としては、その細則部分については蚊帳の外的なものであったと。特に、今回の場合は、いわゆる住民と行政をつなぐ議会の立場を考えた場合に、そういった細則決める場合にも、一応議会の意見等々を取り入れていただくわけにはいかんかなというふうに思いますけども、いかがでしょう。

○総合政策課長(永友 尚登君) 先ほどの行政サービスの関連ですが、当然、今回の6校区についての地域づくりプランにつきましては予算を伴いますので、この予算についても、これまでの分館の初めて歳入——分館については当然社会教育課の所管なんですけど、要するに歳入歳出の中身について分析させていただかないと、この新しい1つのスクラップアンドビルド的な改革はできないんじゃないかなということで、予算面については、はっきり申し上げ

げて、手をつけさせていただきました。そういった中で、今、使ってらっしゃる予算のおおむね6割でも十分できるんじゃないかなということ、予算も積み上げさせていただいております。それも、先ほど写真を出したように、これは12月の定例区長会の後なんです、そういった中で、どうでしょうかということで協議を何回も重ねていただいた中で、その枠組みもほとんどできておりますので、それ以上のことになると、やはりこれは、自治組織については当然負担金が生じることであります。これが、今回の1つの大きな課題だと思うわけなんです、いかんせん、やはり徴収方法について。今回は、未加入世帯につきましても、各振興班との関係では未加入世帯となるんですが、大きな6つの校区の中では、その自治組織の中のまちづくり部会に入りますので、当然、同じメンバーです。同じ横一線の振興班と同列でありますので、そういった中の組織づくりをしようとしておりますので、一応、活動経費についてはただ単に自治会の活動経費のみならず、今後、まあ現在もそうですが、独居老人世帯だったりとか、介護の問題だったりとか、いろんな社会上の問題が、今、新聞等にぎわしておりますが、こういった意味合いも含めまして、福祉の意味も含めまして、活動経費として、そういった地域づくりをお願いするわけありますので、ある程度ラインは引けるんじゃないかなと思っております。

それから、運用するための規則とか、そういったいろんな条例以外の部分ですが、これは、当然今でもあります。今回、規則・規定関係なりとか、廃止とか一部改正したりとか、そういった部分は、当然改正をさせていただく予定です。これは、条例以外は、規則以下については町長執行権の範囲内ありますので、これについては勝手にするとかそういうことじゃなくて、条例の大きな基本的な原則に従いまして、細部にわたる規則でそれがうまく運用できるような規則の制定をしていくわけありますので、決して勝手につくるようなものじゃございませんので、うまく運用できるように規則の制定なり規定なり廃止なり制定やっていきますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議員(濱本 義則君) どうもありがとうございました。終わらせていただきます。

○総合政策課長(永友 尚登君) 済いません。社会教育課長と申し上げたようですが、生涯学習課長の誤りです。訂正します。おわび申し上げます。

○議長(竹本 修君) 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 発言通告に基づいて質問いたします。4点について質問します。

第1点は、介護保険についてです。

厚労省は、社会保障審議会介護保険部会で、介護保険制度の見直し案に4つの大改悪を示しました。今年末には、この改悪案を審議会に取りまとめ、2014年1月からの通常国会へ法案を提出、15年4月実施を狙っています。

4大改悪案とは、1、訪問介護(ホームヘルプ)や通所介護(デイサービス)を市町村の地域支援事業に実質的に移し、事業費には上限を設けるなど利用を抑え込む。2、特別養護老人ホームへの入所は要介護3以上に限定。特養以外での生活が著しく困難な場合は、例外

として入所を認める方針。3つには、制度発足以来、1割だった利用料を、一定の所得の人は2倍の2割負担に引き上げる。4つ目には、特養ホームに入居する低所得者に対して、居住費・食費を補助する補足給付削減。預貯金などが単身で1,000万円以上、夫婦で2,000万円以上あれば支援対象から外す。こうした給付減と負担増が盛り込まれ、2025年には、約2,000億円の削減になると言われています。厚労省は、訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)を、あくまで市町村に移管するとしています。改善を国に求めるべきではありませんか。町長の見解を伺います。

6つ目に、障害者総合支援法でのサービスを受けていた人が、65歳になると介護保険制度を優先して使わなければならないとして介護保険に移されます。それにより、サービスが減られ負担がふえる事例について、川南町での現状を伺います。

第2点は、鶏ふん発電事業関連の悪臭根絶についてです。

登り口に立地、操業している鶏ふん発電所(MBR)関連の悪臭問題について、町の厳正な指導と処置を求めてきました。町当局も、悪臭の原因がMBR関連の発酵施設の鶏ふんの滞留にあることを認めています。ところが、MBRの創業以来8年も経過しているのに、悪臭原因の鶏ふんの滞留が続いています。町は、こうした事態に厳正な処置をしないだけでなく、MBRグループ企業の行う森林発電所に連動して解決を図るとの見解です。

そこで、1つには、MBRと地域住民が結んでいる環境保全の確約書の厳守です。2つには、森林発電所に連動して、悪臭(ガス)を密封し焼却するとしています。密封し焼却したい物件が、どうして年中発生するのかお聞きします。

第3点は、肺炎予防についてです。

高齢者の肺炎は、日本人の死因第3位になっており、特に75歳以上の高齢者の死亡率は、男女ともに急激に増加しています。日常生活の中で起こる肺炎の原因菌は、肺炎球菌が1番多いと言われており、ワクチンは、1度の接種で抗体が5年以上持続します。本町の高齢者の方々の健康のために、肺炎球菌予防接種ワクチンに補助する考えはないかお尋ねします。

第4点は、本町の末端組織の再編問題についてです。

本町は、本年10月から11月上旬に、末端行政組織再編に係る住民説明会を開催しています。本年8月以降、町議会、全員協議会への説明、地域づくり審議会の開催、町職員の説明を経て住民説明会に至ったものです。12月定例議会に議案が提出されていますが、住民説明会による町民の意向や関係部署の協議など、限られたわずかな時間にどう尽くされたのかお聞きしたいと思います。

第1に、改変の目的です。本町の末端組織である振興班への未加入者は2,400世帯に及び、振興班の協議会である地区への未加入班も21%にも及ぶとしています。その対策として、現行の24区制を6区制にして、区長の常任制と町内会だけでなく地区の全ての自主団体の協議体にかえるとしています。本来の自主組織としての振興班と、特定目的の諸団体の連携が、果たして未加入者や未加入振興班の解消になるかです。



第2に、自主組織としての振興班の存続、活性化をどう図るかです。本町の振興班が、10世帯以下が41%と小規模で、役員選出など困窮しているのは事実です。しかし、現実に二百六十余の自治会として存在しているのは重要です。町は、振興班への支援や近隣者の加入促進にどう取り組んできたのかです。

第3に、中間組織の現在24区制、改正6区制について、その現状と目的をどう見るかです。今日、24区制のもとで、56班も未加入または脱退しているのは、憂慮すべき事態です。では、6区制にすれば、どうして地区への加入が可能といえるのか。地区(分館)の会議出席、負担金の重圧が指摘されていますが、運営の改善や町費の増額など、必要な対策がとられたのかお聞きいたします。

**○町長(日高 昭彦君)** ただいまの内藤議員の質問についてお答えいたします。多数ありますので、私のほうから大まかな質問させていただきまして、後ほどまた次の質問には、細かい部分については担当課長に説明をさせます。

まず、介護保険についてでございますが、当然、国のほうが、今、何でそういうことをしているかという、財源についての問題が1番であります。ただし、我々として、お金がないから地方は切り捨てられるのかということに関して賛成しているつもりはございません。やはり、立場として、川南町として、言い分というのは当然主張すべきであります。財源を見ながら、これからの福祉の方向、本町にとっての介護保険というのは、もう町の問題でありますので、できるところに向き合いながら、当然、国への要望等はやっていきたいと考えております。

次に、障害者総合支援法のサービスの低下、同じような御質問でございますが、本町において何か問題が発生したかということでございます。65歳になると、介護保険が優先されるという仕組みになっております。国でいきますと、そこは障害福祉と介護保険の手続きが違いますが、本町におきましては同じ課の中でやっております。ですから、事務的な手続きの滞り、いろんな問題等は、現在は発生しているとは聞いておりません。これから、大きな制度に関しては、なかなか町として口出せる部分ではありませんが、住民にどうしたら1番いい形で接することができるのかということに、そういう視点につきましては、今後とも十分に検討しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、MBR、鶏ふん発電のことでございますが、何度も御質問いただいておりますし、我々として、やはり住民が快適に暮らす環境をつくることは、当然、行政の仕事でありまして、そのことに関して、MBR関連会社もやっただいただいていると。ただし、そういう悪臭が出ました、苦情が来ましたということに関しましては、当然、確約書がございますので、それに基づいて指導を行っているところでございます。

また、新しくできる予定であります木質バイオマス発電施設については、まだ計画の予定の段階でございます。それは、関連する、我々の要望するものは当然ありますが、やはり別として、それはそれでやっていただきたいと。においを出さない、地域に貢献するというの

は、企業にとっては大事なテーマだと思っておりますので、今後とも、それについては要望してまいりたいと思っております。

次に、肺炎予防接種支援について、こういうワクチン系のことで、いろんな補助があれば住民の皆様が非常に助かるというのは、もう当然わかっております。金額だけで言えば、これに関する予算を措置すれば、2,000万円以上になるかと思っておりますが、ここでいう肺炎が死亡原因の上位に位置する、本町においては3位でございます。専門的な話になるかもしれませんが、肺炎に関しては、肺炎球菌というのは90種類以上あると聞いておりますし、このワクチンで有効だといわれるのが23種類。つまり、25%の有効率しかないということでございます。やはり、同じ経費をかけるのであれば、子供たちへのワクチン、そういうところで本町としては、今、取り組んでいるところでございます。結果として、肺炎予防接種について取り組むかという案に関しましては、現状のところは非常に厳しいものがあると判断しております。

最後に、地域づくりについてでございます。濱本議員からも同じような質問をいただいておりますので、重なるかもしれませんが、当然、何のためにこの地域づくりをするのか。1つの問題としては、振興班未加入、この問題に取り組むというのは、大きな課題の1つでございます。しかしながら、最も大事なものは、地域をもう一度作り直すと、問題は何であるのか洗い出して、もう一度取り組むというところでございます。細かいことはたくさん出てくるかと思っておりますので、その都度、担当課長に説明をさせます。

以上です。

**○議員(内藤 逸子君)** 介護保険についてお聞きいたします。

厚労省は、ホームヘルプとデイサービスを市町村に丸投げする方針に固執しています。要支援者が、訪問介護で主に利用している掃除や洗濯などの生活援助や、家族の負担を軽減するデイサービスなどを外そうとしているのです。デイサービスの利用はふえています。国の責任で充実するよう対策を求める考えはありませんか。伺います。

**○町長(日高 昭彦君)** 町といたしまして、国に要望すべき点、当然それはするべきだと考えております。何が町民のためになるのか、川南町が何をできるのか、そういう視点では常に問題意識を持ちながら進んでまいりたいと思っております。

補足は、担当課長にさせます。

**○健康福祉課長(佐藤 弘君)** 国への要望につきましては、ただいま町長が述べたとおりでございます。ただ、我々は、いわゆる分析という作業を、今からしていかなきゃいけないという中で、ただいま御案内のありましたような今度の改正案につきましては、それ以上の情報がまだ全然入ってこない状態でございます。いわゆる新聞等で、こういう情報がきたというのを把握している段階でございますので、今後、これがどう中身が変わっていくのか、どういう箱の中でこういう事業の展開を予想されるのかというのは、常にキャッチをしながらですね。ただ、現在、平成27年度からの介護保険計画を立てる段階のニーズ調査も並行し

て行っておりますので、このニーズ調査並びに国の動向等を研究しながら、次年度策定されます介護保険の27年度からの事業計画のほうに反映していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 費用の6割を占める両サービスを削減するのが狙いです。生活支援などの担い手は、NPOやボランティアなどを想定していますが、受け皿確保や人材確保は大丈夫でしょうか。地域でサービス格差ができる。サービスを維持すれば、自治体の負担がふえる。サービスの質・量の低下は心配ないのか伺います。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの内藤議員の御質問でございます。

おっしゃるとおり、決して我が町がそういう社会条件がそろった地域ではないというふうには思っております。その辺も考えながら、事業計画のほうを立てて行かざるを得ないという現実があることは確かでございます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 事業者への報酬単価引き下げなどによって削減を行う方針です。事業費には上限額を設け、全市町村に削減計画を策定させ、厳しく抑え込みます。サービスの低下は避けられず、介護を支える事業者からは、専門職としての誇りも事業としての展望も奪うものです。特別養護老人ホームの入居は要介護3以上に限定し、13万人にも上る待機者がいる要介護1、2の人を施設から締め出します。要支援者を対象とした介護予防事業をしつかり進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができます。町長、要支援者への保険給付を引き続き継続するよう政府へ求める考えはありませんか。伺います。

○町長(日高 昭彦君) 先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、当然、我々が要求すべきことは、国であろうが県であろうが意見を出し続けていきたいと思っております。大事なことは、やはり町民にとって何が必要なのかという視点は確実に考えたいと思っております。もう一方は、やはり財政を無視しては全てのことは進みませんので、そういうスタンスでこれからも臨んでいきたいと思っております。

○議員(内藤 逸子君) 認知症の人など、特養以外での生活が著しく困難な場合は入所を認めていますが、行き場がなければ、介護施設でもない老人専用住宅などに追いやられかねません。今でさえ、行き先もお金もない高齢者を、もうけの対象にする悪徳業者が世間では問題になっています。年金で入れる特養ホームがほしいとの声もあります。利用者負担(現在1割)の2割引き上げや、特養の低所得者に食費と居住費を補助する補足給付の縮小など、手当たり次第の負担増が狙われています。2割負担の対象が、年金280万円(一人暮らし)以上となれば、負担増を強いられる人はもっとふえます。まさに、保険あって介護なし、公的保険としての存在意義が問われているとは思いませんか。伺います。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの内藤議員の御質問でございますけれども、あくまでも我々行政といたしましては、そういういろんな情報を取り入れながら、また要望等を

出しながら国の動向等を考え、またニーズ等を調査しながら、市町村でどういう対応ができるのかというのを考えていくべきだというふうに考えておりますので、その方向で、本年度、また次年度進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 障害者が、65歳になると介護保険制度を優先して使わなければならないとする障害者総合支援法第7条。ある例として、一人暮らしの脳性まひで手足に重度の障害がある方の場合、障害福祉施策に基づき、移動介護26時間を含む月249時間の重度訪問介護を支給されていまして。1日7から8時間利用、朝・昼・晩の3回、ヘルパーが、数時間連続の見守りの中で家事援助や身体介護を行っていました。

ところが、障害者が65歳になると、介護保険制度で要介護5と認定され、朝の支援は身体介護として1単位45分と1単位20分の生活支援を2単位、合計85分に変更に。しかし、ヘルパーはこれまで同様の介護をするため、超過時間分は無償となります。利用料は、住民税非課税世帯で無料で利用していましたが、介護保険では利用料の1割負担で、月1万5,000円の支払いが発生しました。自治体や対象者によっては、65歳を過ぎても介護保険は使わず、障害福祉施策の利用が認められるなど、判断が異なっています。障害者福祉と高齢者福祉は個別の制度であり、個々の事情に応じて選択できる仕組みとなるよう町長の見解を求めます。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘どおりでありまして、やはり住民のために必要なことは、国の制度がいろいろあるとはいえ、介護保険サービスで補えない部分については従来の障害福祉のサービスを要求するということになるかと思っております。その人が、どういうことを望んでいるか、我々が何をできるかというのは、常に考えながらやっているところであります。

○議員(内藤 逸子君) 第2点の、MBR関連施設の悪臭根絶についてお尋ねします。

MBRの立地に当たり、町は立地及び環境保全協定書を締結し、同時に、MBRと地域住民との環境保全に関する確約書が結ばれました。悪臭の原因となっている発酵処理施設の利用制限について明記しています。厳守されれば、悪臭は発生しないのです。確約書には何と書いてありますか。町長、お示してください。

○環境対策課長(三角 博志君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

地元地域の環境保全に関する確約書、平成15年の12月に結ばれておりますが、これによりますと、これまで登り口地区の既存施設へ発酵及び炭化肥料されていた鶏ふんを、全てMBR施設で焼却することで地元地域の環境改善を図りますというようなことが明記されております。

また、MBRの事業操業により、登り口地区の既存施設を使用した鶏ふんの水分調整については、一切実施しませんというようなことが書いてございます。

以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) 町長は答弁されませんで、課長さんが答弁されましたが、確約書

の既存施設に関する事項の中で、鶏ふんの水分調整は一切しない、定期検査時の既存施設への搬入はしない、ホワイトファーム系鶏ふんも最小限に抑えシートで覆うなど、万全の臭気対策を取るとしてしています。この約束が果たされれば、既存施設への滞留は起きないのです。ましてや、森林発電所に悪臭の焼却を依頼する理由などないはずです。答弁を求めます。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘でございますが、我々が求めることは、やはりにおいをなくすこと、住民にとって環境を整えることが1番大事であると考えております。そのために、いろんな形で方策を取っていただいていると思っておりますし、足りない部分については当然指導もしていくべきだと考えております。

○議員(内藤 逸子君) このMBRに関連する悪臭についてたびたび質問しておりますが、なかなか改善がなされません。改善を急ぐように求めて、次に移ります。

肺炎予防についてです。

川南町で、平成23年度で肺炎で亡くなられた方は25人、15%でした。特に、65歳以上の高齢者の死亡率が高いようです。肺炎で入院すれば、45万円の医療費が必要だそうです。予防接種ワクチンは7,000円です。入院で高額医療費を負担するより安いではありませんか。医療費も抑えることにつながります。保険医療の充実にもつながります。町長の考えをお尋ねします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘でございますが、当然、町が負担する医療費、もしくはワクチンを接種したときの補助費、そういうことを総合的に判断して、現在取り組んでいるところでございます。ワクチンも高額なものでありますので、それなりの費用は、先ほども申したように2,000万円以上かかると。総合医療の中で何を重点的にやるか、子供たちについてのほうを重要視しているという現状でございますし、今、全てを賄うというのは、非常に自治体としては苦慮しているところでございますので、川南町の方針として、皆さんと協議しながら、できることを集中的にやっている状況でございます。

○議員(内藤 逸子君) 子供たちを優先にするっていうことはわかりますけど、全額負担してくれと言っているんじゃないんです。やっぱり1,000円でも2,000円でも補助するというような考えはありませんか。

○町長(日高 昭彦君) 将来的に町が抱える問題でありますから、それは、できる範囲で我々がやるというのは当然のことだと思っておりますし、また、そのときには皆さんにお諮りしたいと思っております。

○議員(内藤 逸子君) 次に進みます。末端組織再編についてです。

提案されている地域づくり創造プランは、単に振興班やその連合組織のあり方だけでなく、少子高齢化、生活環境保全、災害対策など、地域の課題に応える組織の再編だとしています。しかし、そうした現状や状況や対応は、末端組織の対応というより、行政の中心課題です。地区の合併や、嘱託職員の指導力によって達成できるものでしょうか。説明資料では、各振興班を初め、消防団やPTAなど、15団体の構成図を示しています。自治組織である振興班

と、独自の目的を持つ諸団体の連携は大事なテーマですが、協議の中で、どれだけ諸団体の意見集約がなされていますか。伺います。

○町長(日高 昭彦君) 先ほどの答弁と重なると思います。詳細は担当課長に説明させますけど、いろんな切り口を持った自治の問題であります。1ポイントだけに絞って述べることはできませんが、今、我々が判断できる、悩んだ末に出した結論でございます。そういう、今、御指摘があったような問題を解決するためにどうすればいいのか、それをこれからスタートさせたという現状であります。

○総合政策課長(永友 尚登君) 意見の集約と申しますか、先ほど、濱本議員の際にも答弁申し上げましたが、今回の部分につきましては枠組みづくりというか。自治活動というのは、もう、これ何遍も申し上げますが、やはりその自治会、そういった中で、コミュニティの中でつくっていくわけでありまして、行政のほうから、それをどうしてくださいますか、ああしてくださいますか、そういうことじゃなくてですね。それと、この地方自治というのは、間違いなく、これは住民とこの団体自治、いわゆる相互で治めていくわけでありまして、一方的なものでは決してありません。ですから、今回の御提案している内容について、いろんなコミュニティの組織を取り込んでおります。これが、まさしく地方自治の原点だろうと思っております。これが機能すれば、私は、コミュニティの中核である振興班は、さらにいい環境になっていくんじゃないかなと思っております。

それと、今回の提案につきましては、長期総合計画の中にありますように、平成32年におきましては人口が1万5,521人になります。その際、生産年齢人口、15歳から65歳の人口におきましては半分の52.4%、8,136人になるわけですね。ですから、その平成32年に到達するか否かで、その近い時点になって行政が慌てても、これは現実として無理だと思っております。やはり、火事が起こる前というか、未然に防ぐことが、やはり行政の責務だと思っておりますので、やはりその到達する以前に対策を打って、そしてその対策がどうかというのをまた顕彰すべきであって、この時点においてはこの未加入世帯の問題、さらに末端から離脱する振興班、何度も申し上げますが平成24年から25年につきましては15の振興班が離脱しております。

こういった現状から踏まえまして、新しい大きな枠組みをつくらないと、もうあと四、五年もしますと、50%を切りますとこれはコミュニティというかそういった存在意識じゃなくてこれはもう任意組織になってしまいますので、これは早目に対策を打つのは当然の理屈だと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議員(内藤 逸子君) 町内会や農漁村集落としての振興班は、地区内居住者の半強制的な加入、または加入するかどうかは住民の意思です。いずれも世帯単位の加入としています。婦人会や長寿会など、特定の分野によって組織されている住民組織とは異なり、職業、思想、信条、宗教の違いにかかわらずその地域住民の共通の問題を取り上げて活動します。

共通の問題とは、親睦活動、防犯防災、交通安全、環境衛生、文化スポーツ活動などです。

その連合的なものとして24区制をしています。その評価や反省点も示さずに、6区制にして住民参加の行政に進むでしょうか。

P T Aやスポーツ少年団などを除き、町内の諸団体が6区制に承応するとは限りません。青年や婦人会、消防団など町単一の事務局と体制の元に活動しており、校区レベルの活動に単純化できないと思います。いかがですか。

○総合政策課長(永友 尚登君) 最初に申し上げられたコミュニティの問題ですが、これは内藤議員が言われるように、まさしくいろんなコミュニティのそれぞれのつながりだと思っております。共通の認識であったりとかですね、いわゆる共同体だと思っておりますので、これを今回いろんな意味で4つの部会に設けているわけですが、部会の中身を見ていただくとスポーツ少年団とか婦人連絡協議会、消防団とか例えば自主防災組織振興班、いろんな組織を交えております。

これが、まさしくコミュニティの集合体だと考えておりますので、これを取り込むことが一番大切な、これはもう原点だと思っております。ただ、これまで何度も申し上げますが、60年余り振興班施行して、分館施行して52年たっておりますので、いきなりここでこの問題をコミュニティですよといっても、それはなじみが薄いと思っております。

やはりこれも時間をかけて、こういったコミュニティを取り込んでいながら川南町の自治のあり方を検討していくべきだと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、24区制の反省ですが、これはこれまでの、一番直近では115の行政区を設けようとした時点、それ以前も最初は67でしたか、そういった区政を持ってこようとしたんですが、それぞれの書類なりを総括させていただいております。そういった中身を検証しまして、やはり今後、消防団の問題だったりとか、例えば長寿会におきましては加入率については14%台ですね。ですから、この問題等いろんな、先ほどから言いますように少子高齢化の問題とか総合的に勘案したときに、やはり大きな枠組みのもとで自治を進めていくというのが必要じゃないかと思っておりますので、こちらのほうも御理解いただきたいと思っております。

○議員(内藤 逸子君) 次に、自治組織としての振興班をどうすべきかについてです。

本町の振興班にかかる規定として、振興班長設置条例と振興班促進奨励金交付規定があります。振興班長設置規則では、町の末端行政の円滑な運営を図るとし、その事務や新興班長会の招集など規定しています。

奨励金交付規定は、振興班の結成と統合を図り、そのための奨励金の交付を定めています。いずれも行政にとって、振興班の役割とまた加入促進が重要な行政課題であることを示しています。

重要な行政の課題なら、再編の前にどれだけ規則や規定による取り組みをしているのか、振興班が即時性のために指導が困難といいます。しかし、2004世帯もの振興班未加入者に、本町の主催行事や医療、ごみ収集など記載するカレンダーや情報を渡しきる、その中で周辺の振興班加入を促す、町行政の基本的な課題ではないですか。いかがですか。

○総合政策課長(永友 尚登君) まず振興班の問題ですが、先ほど言われました振興班長設置規則、それから振興班促進奨励金交付規定この分につきましては、振興班については今回の再編のプランの中には入っておりませんので、振興班についてはこれまで同様活動していただきたいと思います。

まず申し上げたいのは、今回の再編案についてはシンプルな再編案を想定しました。といいますのも、やはり先ほどからありますように、住民に浸透してないとかそういう御意見も確かにあります。

ただ、やはりこの中で複雑な、例えば役職だとかいろんな規定を本当はつくっていきたいわけなんですけど、複雑にすればするほど、机上論ではうまくいきますけど実際の自治活動の中においては、それだけの役職に耐えられる人選ができるのかとか、運営ができるのかとかそういったことを考えたときに、やはりシンプルに再編すべきじゃないかなと思っておりまして、ゆくゆくは、最終的には先ほど町長が申し上げたように自治基本条例の制定をもって、それが目的ではありませんがその中で川南町の自治のあり方についての本来の大きな枠組み、条例の上の条例ということで、いわゆる町の憲法的な部分の全てを規定した自治基本条例の制定を目指すものであります。

それからもう1点、済みませんもう1点は2004世帯の振興班の件だったですか。

○議員(内藤 逸子君) 未加入者に対するカレンダーなんかの、渡しきるのはどうかという事。

○総合政策課長(永友 尚登君) ああ、そうですね。基本的に今回の再編案については、6つの自治公民館長を基本とし自治をやりたいということで想定しますので、基本的にはそこに文書なり、未加入世帯の方だったりとかそういう方についてはそこに取り行っていただく、そことのやはり連携をしていただく中で、そのくらいだったら振興班つくろうかとかいろんな、実をいいますと7回の説明会のあとに実際振興班が1つ結成されました。

それから相談にも来られて、未加入世帯含めて私は振興班から離れたんですけど、できたらここで作りたいたいがとかそういう相談も数件受けております。ですから。そういった中できっかけづくりはやはり必要だと思います。もうこれは全国こういった自治加入率の低下というのは叫ばれてるわけなんですけど、やはり地道な活動の上に自治のあり方というのはできていくんじゃないかなと思っておりますので、日々の暮らしからできていくんじゃないかなと思っております。ですから、ごみ置き場の問題とかは一つのこととして取り上げますと、これはやはり今まで未加入世帯対策としてごみステーションつくってきたわけなんですけど、逆に申し上げますと、それが振興班未加入世帯の促進にもなってしまった一因にもなってるんじゃないかなという気もしております。

これは私見でありますけど、そういった意味も含めまして6校区を大きな基本とした屋台を、何といいますか、組織をつくりたいということで御理解いただきたいと思います。

○議員(内藤 逸子君) カレンダーは役場にきた人に渡すとしていますが、全世帯分を印



刷していないと聞きます。また、町報はJ A Oやコンビニなどで自由に受け取れるとしていますが、受け取りの実績は80部前後、未加入世帯のわずかな人にすぎません。校区内の常勤性なら可能でしょうか。住民が主人公の意義と町独自の体制ではないでしょうか。町長いかがですか、お尋ねします。

○町長(日高 昭彦君) 現状の対応策としていろんな形をとらせていただいております。これから来年に向けて、今後50年、20年に向けての対策を今考えているところでございますので、そのプランとともに担当課長に説明させます。

○総合政策課長(永友 尚登君) カレンダーの印刷につきましては、非常に細かい部分で全世帯でいきますか、世帯数にしますと6,699世帯、これは4月1日現在ですがあります。

これ例えば2世帯で、事実上親子で住んでて本当は1世帯なんですけど、世帯上2つにわけたりとかそういう部分もありますので、これは全体は印刷しておりません。ちょっと部数については今手元にないわけなんですけど、ただそれがサービスしてないとかそういうことじゃなくて、現実の未加入世帯の方が取りにこられたりとかいろんな状況を把握しても、十分今の印刷の部数で足りるということで当初予算を組ませていただいております。

それから、これまでのコンビニ配付につきましては、町内郵便局含めて9カ所ですか、そういったコンビニなりスーパーにお知らせを置かせていただいております。これは、これまでの未加入世帯とかに対する一つの行政サービスであったわけですが、今後こういった再編案を出しておりますので、地域でのそういった6校区制に再編しますので、その館を中心としたコミュニティをつくり上げるということですので、そこでの配付とそういうふうを考えております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 中間組織の目的と現状についてです。現行の24区制の区長の事務を、町主催行事参加を初め、調査報告、募金等協力、行政連絡の周知など掲げています。

分館役員、振興班により運営。運営費は町の補助金と区民の負担金で賄います。現在、24区制のもとで地区から脱退する振興班が増加している理由の1つに、振興班の世帯数に応じた負担金の重圧が言われます。

校区別の6区制なら、その負担金は徴収しなくてよいのか、6区制の運営費は町費で賄うといいます。それなら地域住民にもっと身近な現行の24区制への町負担金を増加する道もあるはずですか。いかがですか。

○総合政策課長(永友 尚登君) 振興班の負担金の問題は、言われてるのは分館に対する負担金のことかなと思いますが、これについてが説明会の中でも申し上げましたように、平成22年度4月1日から納税報償金制度が廃止されました。

これに対する振興班なり世帯に対する、分館に対する、どこに出すかという議論があったわけですが、その分を出してほしいということだったわけなんですけど、それについては今回6校区中に活動経費として出します。

それはいろんな意味、その自治活動に対する経費であり、それから独居老人だったりとか介護だったりとか回覧板でやり取りする中において、見回りの一つであったりとかいろんな意味を込めて、町としてその活動経費のみならずそういった福祉の面も含めました経費だというふうに考えておりますので、その分を出ささせていただいております。

ただ、振興班ていいですか、その6校区の中の自治会に組織する世帯の方の負担金の問題はこれは1つの課題だと思っております。ていいのですが、当初100円という金額を設定させていただいておりましたが、じゃあ誰がそれを徴収するのかということになりまして、当然未加入世帯の割合が約36%ぐらいありますので膨大な作業になります。

やはりこれもシステムの納める制度ができてない以上は、それは人によって、マンパワーによって集めないといけないわけでありまして、その作業を解決するっていうのは1つの課題であります。

ただ、負担金なしっていうことは、一つあれば6校区の中で、例えば現在あります分館バレーボール大会だとか、いろんな町主催の行事があったりとかいろんな行事がある場合には、全世帯が参加できるわけです。いわゆる公平な政ができるわけです。ですから、振興班に入ってる入ってないでそれで差別するわけじゃなくて、どなたでも入れる環境をつくろうとしております。

ただこのことを申し上げますと、じゃあ入らんほうがいいじゃないかというような御意見をいただきます。でも、先ほどから申し上げますように、自治の問題をじゃあ入らなければいいじゃないかと。じゃあ離脱していきますと、そういう低レベルな意見になるのかとそういうことだと思っておりますよ。

やはり自分たちが川南町民である以上、それと子供さん方を育ててきた責任ある川南町民として、やはりそこをじゃあ抜けたほうがましじゃないかという議論になるのかと、そのところを私は申し上げたいわけで、やはりそうじゃなくていろんな事情で入られない方も公平にそういった自治活動に参加できる枠組みをつくりたいと。それが今回の大きな目的といえますか、その1つだと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

**○議員(内藤 逸子君)** 現行の24区制への町費負担は、分館割、世帯割828万円、報酬720万円、合計1,548万円です。地区説明資料による6区制の町費負担は2,762万円、1,200万円も多いのです。今回6区制に充てる額を24区制のもとで生かすなら、振興班の拡充を中心に身近な地区連携のあり方を探求できるのではないのでしょうか。

以上、提案を含め質問を終わります。お答えください。

**○総合政策課長(永友 尚登君)** 今回の再編案については、今おっしゃられた金額については新たに、これは納税報償金があった時代にちょっと戻らせていただきますが、これは納税報償金にかかわる部分約1,000万近くだったんですが、それにかかわる分を活動経費として当然ないと厳しいんだよということで、町として2回ほど提案しておりますが、それはいろんな事情で否決されておるわけなんです、それを元に戻させていただくと新たに発生し

ている分は、この自治公民館の運営委員の分576万、この分が新たに発生してるというふう  
に考えております。

ですから、現在出ております分館育成交付金、これは教育委員会から出ておりますが、そ  
ういったものをいろいろ集めますと新たに発生した予算でいいますと、この基本的に自治公  
民館運営員は1年としておりますので、この分が移行期間として必要だというふうに理解し  
ております。

以上です。

○議長(竹本 修君) 暫く休憩します。10分間休憩します。

午後2時04分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

次に、児玉助壽君に発言を許します。児玉助壽君。

○議員(児玉 助壽君) 通告に従い、南海トラフ巨大地震等における防災減災対策につい  
て質問いたします。

県がことし10月31日に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定によると、県全体の死者は  
3万5,000人、建物の被害は8万9,000棟に上る。建物の耐震化率を上げ、早期に避難を始め  
るなどの減災対策をとったとしても、日向、延岡市など県北部を中心に8,600人もの死者が  
出る想定となっている。

津波の影響が大きい沿岸10市町の中に入る本町は、漁港周辺の通浜地区などを含めて被害  
を受ける恐れがある。現状では、揺れによる被害を中心に3,400棟が全壊焼失し死者は620人  
で、90%が耐震化し早期避難で死者120人の想定となっているが、死者ゼロが理想だ。それ  
に近づけるためにも住民とともに減災効果以上の減災を目標に対策を構築すべきであり、町  
長の見解をうかがうものであります。

南海トラフ巨大地震による本町への津波の到達時間は20分で、波の高さ13メートルと想定  
されている。このことからして、限られた時間内での情報伝達のミスによる時間のロスに住  
民の生死にかかわる重大な問題であり、今以上に制度の高い情報伝達システムの整備が必要  
と思われる。町長の所見を伺いたい。

通浜地区においては、年1回津波の避難訓練を実施し、通浜児童館においても独自に米月  
1回全児童参加で避難訓練しているが、それ以外の自力で脱出困難な要救助者や平田川下流  
域伊倉地区等、全体的な津波避難訓練計画、またそれを総括した具体的な避難計画は十分に  
整備されているのか伺いたい。

南海トラフ巨大地震に備え、地方自治体の津波対策への財政支援を強化する特別措置法が  
先月22日に国会で成立した。同法案は、特に巨大津波から避難対策を強化すべき地域を特別

強化地域に指定するものだ。宮崎県下沿岸10市町は、特別強化地域指定の対象となると考えられていますが、指定されれば国の財政支援が優遇され、県はもとより町の津波対策の加速も期待されるものであります。関係市町と連携し、国への積極的な働きかけも必要でないのか、町長の見解を伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問にお答えいたします。

児玉議員が所属する通浜地区、それに関するいろんな地震、津波に関してのことは、本町にとって非常に重大であると認識はしております。そういうことも踏まえて答弁をいただいたことに感謝申し上げたいと思います。

まず情報でございますが、情報には速さ、正確さ、そして簡潔さが求められると考えております。現状といたしまして、国が全国瞬時警報システム、通称「Jアラート」と呼んでおりますが、本町においてはそのときには自動的に屋外屋内の防災無線設備からの情報を住民に伝える仕組みでございます。

もう1点につきましては、気象庁から発表されますその災害周辺エリアにおけます緊急速報メールというのが伝わってきます。いずれにいたしましても、速やかな伝達これはもう重要な課題で、御指摘のとおり課題であると感じております。

2番目に、川南町で想定されますのが高さ13メートル、最短到達時間20分ということで、議員の御指摘のとおりが発表されております。よって、町といたしまして15分以内に15メートル以上の高台に避難すると、そういうことを想定して当然避難訓練、防災訓練、既に通浜地区もやっただいておりますし、現にほかの地区でもやっただいているところがございます。そういうことを第一に考えて取り組んでおるところであります。

県のほうでは、今年の1月から沿岸の5市5町で、国を含めてたそういう推進の策定連絡会、また県が中心となってその10市町を結ぶ協議会というのを設置いたしまして、防災計画をつくるところでございます。

この時期につきましては、国のほうが今年度末、26年の2月ごろ策定というふうにしておりますので、本町もそれに受けて避難計画を策定したいと思っております。今までにとりました行動にしては、ことしの7月に被害想定図、ハザードマップを作成し、各戸に配付しているところでございます。

最後に、先月の22日に可決いたしました南海トラフ巨地震特別措置法に関してでございますが、当然財政的にいろんなハード面の整備が盛り込まれた事業であります。

まだその避難対策特別強化地域の指定のほうは3月に出ると聞いておりますので、まだ本町としては具体的な数字、計画等は出しておりませんが、やはりこれまでどおりいつ災害が起こるかわかりませんので、万全の体制で今も整備については計画を進めてるところであります。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 15分以内との説明会がありましたけども、では質問しますけど、

県はもとより市町村、市町村やね。市町村においてもこの南海トラフ巨大地震被害の想定はできているようなので、それに対する具体的な防災対策の構築、それによる十分な減災対策が必要と思われます。

現状では、揺れについては、ライフラインについては、インフラ等の耐震強化対策により徐々に整備されつつありますが、津波対策については被害想定はされるが、その具体的な対策は構築されていない現状の中で、本町は海岸から陸へ向かえば、すぐに標高が高くなるので避難所の確保はできるとしているが、確かに時間をかければ安全な避難所に到達できるでしょうが、この想定20分、13メートルという限られた制約の中で、町にあります情報伝達システムでそれは可能なのか伺います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘のとおり、予想でいきますと最大の津波が来た場合に最短で20分、そして高さが13メートルということでございますので、まずは避難ということを前提に今の防災訓練、自主防災組織の構築に努めているところでございます。当然、訓練をしているわけでございますので、時間を計ったりいろんな講習会を利用して随時住民の方々には連絡しているところでございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 津波被害のこの、被害の死者をゼロに近づけるのが、県の想定書の15分内、15メートルの高い設定で早期避難ということが理想であり、より現実的と思うが、そのためにはより精度の高い波動計の日向灘沖設置、それに連携した防災無線等の情報伝達システムの整備構築が必要と思いますが、県を含め関係市町村と協力し問題提起し、情報伝達システム整備について過去2回質問していますが、何らアクションが今回も同じような答弁になっていますが、やっぱり答弁に責任を持って行動してもらいたいのであります。もうちょっと強力に町長は関係市町村に発信していくべきではないのか。

○町長(日高 昭彦君) 御指摘のとおりやはり生命にかかわる問題でございますので、その重要性のほうは強く認識しておりまして、我々としても5市5町を含め県、そして国に対しての要望は常にやっているところでございます。

まずその情報がしっかり伝わるのかということで、Jアラートに関しましては試験放送を何度かさせていただいております。現在のところ順調に推移しているところでございます。

○議員(児玉 助壽君) 情報発信については動力が必要なわけですが、庁舎内の動力については自家発電というのがありますが、余程のことがない限り問題はないと思うわけですよ。

その他の各所に設置されている防災無線等集中発信装置について、これは庁舎内の集中発信システム同様に正常に機能するシステムなのか、各所に設置されている集中発信が正常に機能するシステムになっているのか伺いたい。

○総務課長(諸橋 司君) ただいまの児玉議員の御質問にお答えをいたします。

Jアラートにつきましては、全国瞬時警報システムなんですけど、年に2回ほど点検試験を

行っております。緊急地震速報とか津波警報などが出た際に、町の屋外屋内の防災無線設備からそれらの情報を住民の方に向けて音声で伝えるシステムでありまして、大きい地震が来ても支障がないと考えております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) ほかのところはどうか知りませんが、通浜のあの防災無線ですね、設置されているやつは、時々鳴ったり鳴らんかったりしているわけですがよ、十分に機能を果たしちゃうと思うわけですが、今の状態では5分後、10分後に伝達されても間に合はんわけですが、電池を含めて整備をしてもらいたい。もらいたいじゃねえね、整備してくださいか。お願いしますか。(笑声)

このシステム、台風の影響で今年度は避難訓練が実施されなかったわけですが、平成25年度津波対策訓練要領を見ると南海トラフ地震で発生する津波の本町への到達時間が20分と想定されている中において、津波警報発生から避難所の到達時間を30分以内に修正し、雨天中止となっています。

先ほど町長の答弁では15分以内という答弁であります、いまこの30分以内、雨天中止というこの訓練計画ですが、今ですね、リアルに非常に欠けた訓練要綱となっています。

これでは、執行部は早期避難で160人というたけんど、それ以上になりますよね。やはりリアリティな訓練をせんなですよ、常に、津波発生時から経過が避難開始までいろいろな時間のロスが発生することはこれは十分に予測できるわけですから、最低でも15分以内、町長が答弁した避難所に到達するべき時間、災害、津波にしても地震にしても、それは天気が悪かったりしても来るわけですから、もうこのことは複合的な災害が発生していることでも十分に証明されてるわけですから、もう少し訓練をするにしてもリアリティで具体性のあるものの避難訓練、避難計画を立てていく必要があると思うんですが、町長の見解を伺いたい。○町長(日高 昭彦君) 何度も繰り返しになりますが、生命にかかわること、まずそれは第一に考えた上でいろんなことをやるべきだと思っております。御指摘のような反省点がありましたら、反省すべき点は反省し、今後に取り入れたいと思っております。

詳細については総務課長が答弁いたします。

○総務課長(諸橋 司君) ただいまの児玉議員の御質問なんですけど、18分館の津波の対策訓練を予定していた8月31日日曜日が台風が接近ということで、地元の自主防災組織と協議した結果延期ということになっております。

それから、先ほど質問の中にございました地震発生から警報発令、それから避難にかかる部分につきましてはまた今度、今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 台風がこうようが何がこうようが津波や地震は発生すつとやかいよ、そういう緊急性のない訓練しとったって、訓練計画が立たんとやねえかち言いよつとやけどね、それはそれでいいとやけど、今、町のこの指定の避難路についても地震の影響はどう

なのかと、液状化現象時における通行不能の事態も予測されるわけですが、それにかわる避難路、大体脱出方法も構築すべきだと思うわけですが、JR線路をこれは横断できれば効率的な脱出ちゅうこともなるわけですが、漁協上の踏切、ここはフェンスはないから大丈夫と思うけど、踏切から以岸は安全フェンスは障害物となっており、容易に横断できないようになってます。

特に、この身体能力の低い児童館の児童については、自力で脱出は不可能だと思われます。また10班についても線路を横断しても道路は急傾斜の上、雑草と雑木に追われて脱出不可能となっています。

これはもう20分以内に脱出する方法、例えば避難場所の設置と効率的な避難施設を設置し、それにより時間のロスをなくし、死者をゼロに近づける避難計画等もつくっていくべきではないのですか。

**○町長(日高 昭彦君)** 避難するまでの時間の最短、命を守るためにまずとるべきこと、JRの踏切があるのも承知しておりますし、残念ながらJR側としては全てを開放するというのは通常の事故等の関係でできないと。ただし、命にかかわるような問題のときにはやむを得ないと、目をつぶるといような見解だと思っております。

もう1点の避難タワーでございますが、では何メートルならいいのかと。基本的に経費の係る問題であります。心情的に避難タワーというのは、そこら、近辺においてその指定された時間内に逃げる場所がないということにおいては、当然それは建てるべきだと思いますが、通浜において住民の意識の中では海に近い側に逃げるのは、それは心情的にはできないということ、現実的な問題、後ろに高台があることを考慮しますと、まず避難するというほうが最善の方法であると考えております。

**○議員(児玉 助壽君)** それはどういう避難タワーを建設するかで決まることであって、最初から避難タワーをつくる考えがないような答弁をするけど、今、救護が必要な、自力で脱出できない人のための、避難タワーじゃなくてもいいけど、子供、自力で避難できん人がおるわけで、避難タワーじゃねえけんよ、こらJRは開放せんわけですから、開放しとつてもあそこ南のほうは、町長はいつもえびす橋のそこは、まともにあつても回答しかしとらんけんよ。あそこが果たして耐震強化したとしてもまともに歩けるという保障はねえわけですよ、大体あそこの、通浜の地盤は、地質的に下が砂地で液状化するような地質なつとつとやかい。

そういうこつも考えんで言いよらんけんよ、別にその避難タワーを設置しても、13メートルの高さの津波が来ても安全なタワーを設置すれば済むことであつてよ、耐震対策するつとつて、要はそれに上がるための設備をどうするかということを議論するとならいいけど、最初からつくる気がねかつたらよ、何の話もできんとやがよ。

町長の話やつたら、あそこは完全に高台に逃げられるような考え持つてるけんよ、踏切の道路をですよ、町長、完全に通られるていう保障はどこんあつとですか。まして下水道は

道路に通つとるかいは、矢吹町に視察に行ったときに惨状見てきたちやがよ、下水施設は隆起陥没してよ、通行できんような状況になつとつとですよ町長。どうですか。

○町長(日高 昭彦君) 何度も同じ答弁になるかと思いますが、やはり人命を第一に考えての行動でございます。避難タワーをつくらないと言った覚えはございませんが、今回特別措置法においてそういう地域が指定されるのが3月だと聞いております。

その後において、国県と協議しながら必要性があれば当然取り組むべき課題だと考えております。

○議員(児玉 助壽君) なにも避難タワーにこだわつとるわけじゃねえっちゃけんども、そういう避難タワーみたいな人命を守るための避難施設をつくるようなことも必要じゃねえかて言ってるわけですよ。

県は、東日本大震災や南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、最大クラスの地震や津波による被害を減らす県地震減災計画を見直し、従来の56項目に追加変更し82項目に再編、津波で浸水する恐れがある福祉施設や学校などの高台移転や避難タワーの整備を機に、避難対策を進めるほか、災害に強いまちづくりを長期的課題として検討することで決定し、来年3月に見直すという見地で防災計画に反映するとしています。

津波で浸水する恐れのある地区の究極の津波対策とされ、集落の高台移転については用地確保、住民の合意形成、財源確保といった課題は多く、実現のハードルは高いと思われます。避難タワーなどの施設整備については、避難タワーばかりじゃねえけどその避難施設の整備については、ある程度可能なことではないかと思えます。

また、避難時に支援の必要な高齢者や子供を含め、自力で脱出は困難な要救護者等に対する避難計画すなわち川南町新減災計画等を策定し、災害に強いまちづくりをしていくべきではないか町長の御見解を伺います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘のとおり、避難する施設そういうことに関する必要性は十分に認識しております。特別措置法が今後施行されますので、3月までに決定するという方針を聞いておりますし、いろんな意味の検討課題があるかと思えます。

1つには集団移転とそういう項目もあるようでございますが、まずうちの通浜について何が一番いい答えなのかということは、当然住民の皆様、そして国県と協議しながら進めていくべきだと考えております。

○議員(児玉 助壽君) 災害に強いまちづくりする上に、まちをつくる上においては自助、共助、公助は必要であることは言うまでもありません。避難タワーの整備などの財源確保においては、今回成立した南海トラフ特措法を有効に利用していくのがかぎでありますので、それも特別強化地域の指定があつてのものですが、これらにどう取り組んでいくか、町長の実行力による部分もあります。

また死者をゼロに近づけるための避難施設、インフラ整備等、本町の南海トラフ巨大地震の防災減災対策については国県との施策に相応し、その制度を有効利用、財源確保をするこ



とにより町の財源負担軽減し、効率的な財政運営を行うことができると思いますが、そのためには、今回成立した南海トラフ特措法の恩恵を受ける特別強化地域に指定されることが必須条件であります。

現状では、今、四国や大分は優先されておるようではありますが、先ほど町長は3月、何かそういう答えが出るというふうな話でありましたが、それを待ったたら指定の地域から宮崎県は外れる可能性があります。これはもうこの、今、国の示した津波の被害状況が新聞に載せていることでわかるように、ここが示されておりますので、これは指定を獲得するため、容易ではないでありましょうがそれを獲得するための方策、それを実行する行動力それが必要と思いますが、これは町民の生命と財産を守るという立場における町長の使命と思いますが、その使命についてどう考えているのか伺います。

○町長(日高 昭彦君) 済いません、もう1回最後は。使命。(発言する者あり) 済いません。最後がちょっと聞きそびれましたので。

今議員が、本当に自分が住んでいるふるさと通浜を大事にする心意気が十分伝わってまいりました。町といたしましても、どこに住んでようが町民の1人であるというのには全く変わりがございませんので、死亡者ゼロと議員が言われるようなことになるようにやっていきたいと思っておりますし、先ほど特別措置法が指定されるされないということもありましたが、された場合には補助率がより上がるということでありまして、されなくても今回の措置法はまた活用する部分は十分にあります。それも含めまして、これから川南町がどうするかというのは、前向きにまず行動を起こすことだと考えております。

○議員(児玉 助壽君) 町長は勘違いしとるけんど、特別強化地域に指定された場合とそうでない場合との補助率が違うわけですよ町長。やっぱ財政運営をするためには、いかに効率よく財政運営をするかを考えんなよ。

町からの負担が多くなればなるほど通浜ばかりじゃねえ、川南町全体の巨大地震対策がおくれるわけですよ。たまたまおれが通浜で生まれとるかいちゅう事じゃなくてよ、町長。

だから、平田川下流域でもどんげするとかと言いようるけんど、そんなこつには一つも触れとらんけんどんよ、たまたま通浜のほう被害がふてえからしよるだけであつてよ、もう勘違いしたらいかんわね町長。

3分の2の補助をもらうか2分の1の補助もらうか、そこ辺の考えを持ってやっぱ行動していかなよ。ちゃんとした津波対策、地震対策できんじゃねえですか。最後にそれ聞いて終わります。

○町長(日高 昭彦君) 今御指摘があったように、勘違いしてるつもりは全くございませんが、当然財政上のこともありますが、まず人命は優先するという課題であります。通浜以外の松原地区、伊倉地区についても同様にこれから取り組むべき大事な問題だと考えております。

○議長(竹本 修君) 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時03分散会

---